

フロン回収・破壊法
第一種特定製品のフロン回収に関する運用の手引き
第3版(平成18年度改正対応)

平成19年9月
経済産業省 環境省

はじめに

エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等に冷媒として使用されているフロン類のうち、CFC、HCFCは、大気中に排出されるとオゾン層を破壊するため、オゾン層保護法によりCFCを1995年に全廃し、HCFCについては1996年以降段階的に生産等を廃止しており、オゾン層を破壊しないHFC等への転換が進みつつあります。また、フロン類(CFC、HCFC、HFC)は、温室効果の高いガスであり、地球温暖化防止の観点から、HFCが京都議定書の削減対象ガスとされています。京都議定書では二酸化炭素等6種類のガスが温室効果ガスとして削減対象とされていますが、そのうち代替フロン等3ガスの分野では、各用途でノンフロン化等の取組が進められています。しかしながら、冷媒分野については、一部でノンフロン機器が実用化されているものの、本格的なノンフロン機器、代替冷媒の導入には至っておらず、今後、HCFCからHFCへの転換に伴い、京都議定書対象ガスであるHFCの使用量、放出量が増加することが見込まれています。このため、大気中への放出量を抑制する必要があり、特に冷媒分野では回収を推進していくことが重要です。

以上のことから、オゾン層保護と地球温暖化防止の両方の目的のため、冷媒フロンの回収が行われています。

冷媒の回収については、従来より地方公共団体、(社)日本冷凍空調工業会、(社)日本冷凍空調設備工業連合会、(社)日本自動車工業会等において自主的に回収制度が運用されてきました。

平成13年6月には、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンのフロン回収を推進するため、これらの機器を廃棄する際にフロン類を回収すること等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定・公布されました。平成17年1月には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が施行され、カーエアコンについては同法に基づくフロン回収が進められています。また、家庭用エアコン、冷蔵庫については、平成11年から「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に基づきフロン回収が進められています。

京都議定書目標達成計画(平成17年1月閣議決定)では、業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を60%とする等の目標が設定され、京都議定書を達成する上でも冷媒フロンの回収が重要なものと位置づけられましたが、フロン回収・破壊法に基づく冷媒フロンの回収率は3割から4割程度となっていました。このため、平成18年6月にフロン回収・破壊法が改正され、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等が行われることになりました。

本運用の手引きは、平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行に当たり、法律、政省令等の考え方を事業者や地方公共団等の関係者向けに、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の回収に関する事柄を中心に解説したものです。

なお、回収したフロン類の破壊については、「フロン類の破壊に関する運用の手引き」を用意していますので、必要に応じご参照下さい。

用語の定義

本運用の手引きにおいて用いる用語は、特にことわりのない限り以下のとおりである。

- | | |
|--------------------|---|
| ① 《業務用冷凍空調機器または機器》 | 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器） |
| ② 《廃棄等》 | 第一種特定製品の廃棄等 |
| ③ 《廃棄等実施者》 | 第一種特定製品廃棄等実施者 |
| ④ 《回収業者》 | 第一種フロン類回収業者 |
| ⑤ 《引渡受託者》 | 第一種フロン類引渡受託者 |
| ⑥ 《整備者》 | 第一種特定製品整備者 |
| ⑦ 《整備発注者》 | 第一種特定製品の整備の発注者 |
| ⑧ 《解体工事または特定解体工事》 | 法第19条の2第1項に規定する建築物その他の
工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特
定製品が設置されていないことが明らかなものを
除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他
の者から請け負ったものを除く。） |
| ⑨ 《特定解体工事元請業者》 | 特定解体工事を発注者から直接請け負おうとす
る建設業を営む者 |
| ⑩ 《事前確認書》 | 法第19条の2第1項に基づき、特定解体工事元
請業者が、特定解体工事発注者に対し、交付し
て説明する書面 |
| ⑪ 《回収依頼書》 | 法第19条の3第1項に基づき、第一種特定
製品廃棄等実施者が交付する書面 |
| ⑫ 《委託確認書》 | 法第19条の3第2項に規定する委託確認書 |
| ⑬ 《再委託承諾書》 | 法第19条の3第4項に基づき、第一種特定製品
廃棄等実施者が引渡しの再委託について承諾す
る旨を記載した書面 |
| ⑭ 《引取証明書》 | 法第20条の2第1項に規定する引取証明書 |

目次

～第1章～（全体説明）	1
I．フロン回収・破壊法とは	1
1. 「フロン回収・破壊法」とは	1
2. 改正後のフロン回収・破壊法の仕組み	1
II．フロン回収・破壊法 平成18年度改正の概要	2
1. フロン類の回収が必要な場合の拡大（定義の見直し）	2
2. 解体工事の際の説明義務（解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明）	2
3. 行程管理制度（フロン類の引渡し等を書面で管理する制度）の導入	2
4. 整備時におけるフロン類の回収	2
5. 閲覧規定（法第22条第2項）	3
6. 行政による関係者への指導等（法第23条、第24条、第43条、第44条）	3
7. 施行日	3
8. 書面の電磁的方法による保存等	3
III．対象となる業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の種類、事業者	4
IV．関係主体別の義務・遵守事項	6
1. 関係者に共通する事項	6
2. 機器の使用者、所有者等（廃棄等実施者、整備発注者）	6
3. 業務用冷凍空調機器の設備工事業者	7
4. 解体工事等の受注者（建設工事業者、リフォーム工事業者、解体工事業者、産業廃棄物処分業者など）	8
5. 機器の整備、メンテナンス業者	8
6. 機器の販売業者、メーカー、リース業者	9
7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等	9
8. フロン類を運搬する事業者	10
9. 第一種フロン類回収業者	10
10. フロン類破壊業者	10
11. 都道府県知事	10
12. その他	11
～第2章～（個別事項の解説）	13
V．定義	13
VI．特定解体工事元請業者の確認及び説明	15
VII．行程管理制度	17
1. 行程管理制度とは	17
2. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	20
3. 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等	21
(1) 第一種特定製品廃棄等実施者が直接第一種フロン類回収業者へフロン類の回収を依頼する場合	21
(2) 第一種特定製品廃棄等実施者が第一種フロン類回収業者へのフロン回収を他の者に委託する場合	21
(3) 再委託承諾書の交付（フロン類の引渡しを再委託する場合）	24
4. 第一種フロン類回収業者の引取義務	26
5. 引取証明書の交付	27
6. 引取証明書の送付期間	29
VIII．第一種特定製品整備者の引渡義務等	32
IX．回収業者の責務、登録	34
1. 第一種フロン類回収業者の引取義務	34
2. 第一種フロン類回収業者の引渡義務	34
3. 第一種フロン類回収業者の記録	36
4. フロン類の運搬に関する基準	38
5. フロン類の回収に関する基準	39
6. 回収量等の記録の閲覧	43
7. 都道府県への報告	44
8. 主務大臣への通知	45
9. 第一種フロン類回収業者の登録	46

10. 登録の基準	49
11. 申請後の手続等	50
(1)都道府県による登録の実施	50
(2)登録の更新	50
(3)登録の変更届出	51
(4)廃業等の届出	52
(5)都道府県による登録の抹消	53
(6)都道府県による登録の取消し等	53
12. 第一種特定製品の種類(50kg)の改正について	54
X . 特定製品の表示(第一種特定製品の表示に関する考え方)	56
1. 表示を行う者	56
2. 表示事項	56
3. 表示方法	56
4. 表示のイメージ	57
XI . 第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項	59
1. 自動車リサイクル法との適用関係	59
2. 第二種特定製品(カーエアコン)整備時の回収、運搬に関する技術基準	59
3. 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き について	59
XII . 他法令との関係と留意事項	60
1. 自動車リサイクル法	60
2. 家電リサイクル法	60
3. 建設リサイクル法	60
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)	60
5. 高圧ガス保安法	61
～第3章～ (様式 資料)	62
XIII . 様式、資料	62
1. 各種様式(省令で定めるもの)	62
(1)第一種フロン類回収業者の登録申請書	62
(2)第一種フロン類回収業者の変更届書	66
(3)第一種フロン類回収業者の回収量等の報告書	67
(4)第一種フロン類回収業者のフロン類の回収量に関する通知書	69
2. フロン回収・破壊法に係る各都道府県登録窓口(第一種フロン類回収業者)	71
3. 各種様式の記載例、参考資料	72
(1)登録申請書の記載要領	72
(2)同一区域内にフロン類の回収を行う事業所が複数ある場合の申請方法	73
(3)第一種フロン類回収事業者の回収量等の記入要領(平成19年度のみ)	74
(4)フロン類の種類	76
(5)第一種特定製品の種類	77
(6)フロン類回収装置の種類及び能力一覧表	78
(7)法第十一条第一項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例	87
4. 登録審査評価事例	88
5. 都道府県による第一種フロン類回収業者登録通知書の例	90
6. 第一種フロン類回収業者記録参考様式	91
XIV . 関係者の取り組み	93
1. 関係者の取り組み	93
2. 参考様式	95
XV . 第一種特定製品からのフロン類の回収等に関する質疑応答集	99
1. 対象機器について(第2条)	99
2. フロン類について(第2条)	100
3. 第一種特定製品の整備時関連(第18条の2)	101
4. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務関連(第19条)	101
5. 特定解体工事元請業者の説明等関連(第19条の2)	102
6. 行程管理制度関連(第19条の3、第20条の2)	103
7. 第一種フロン類回収業者の登録関連(第9条)	105
8. フロン類回収設備関連	109

9. 第一種フロン類回収業者の登録の変更関連(第13条)	109
10. 回収基準関連(第20条第2項)	109
11. 第一種フロン類回収業者の引取義務について(第20条第1項)	110
12. 第一種フロン類回収業者の引渡義務について(第21条)	111
13. 第一種フロン類回収業者の記録、報告、閲覧について(第22条).....	112
14. 特定製品の表示について(第39条)	112
15. 高圧ガス保安法との関係について.....	113
16. その他.....	113

—

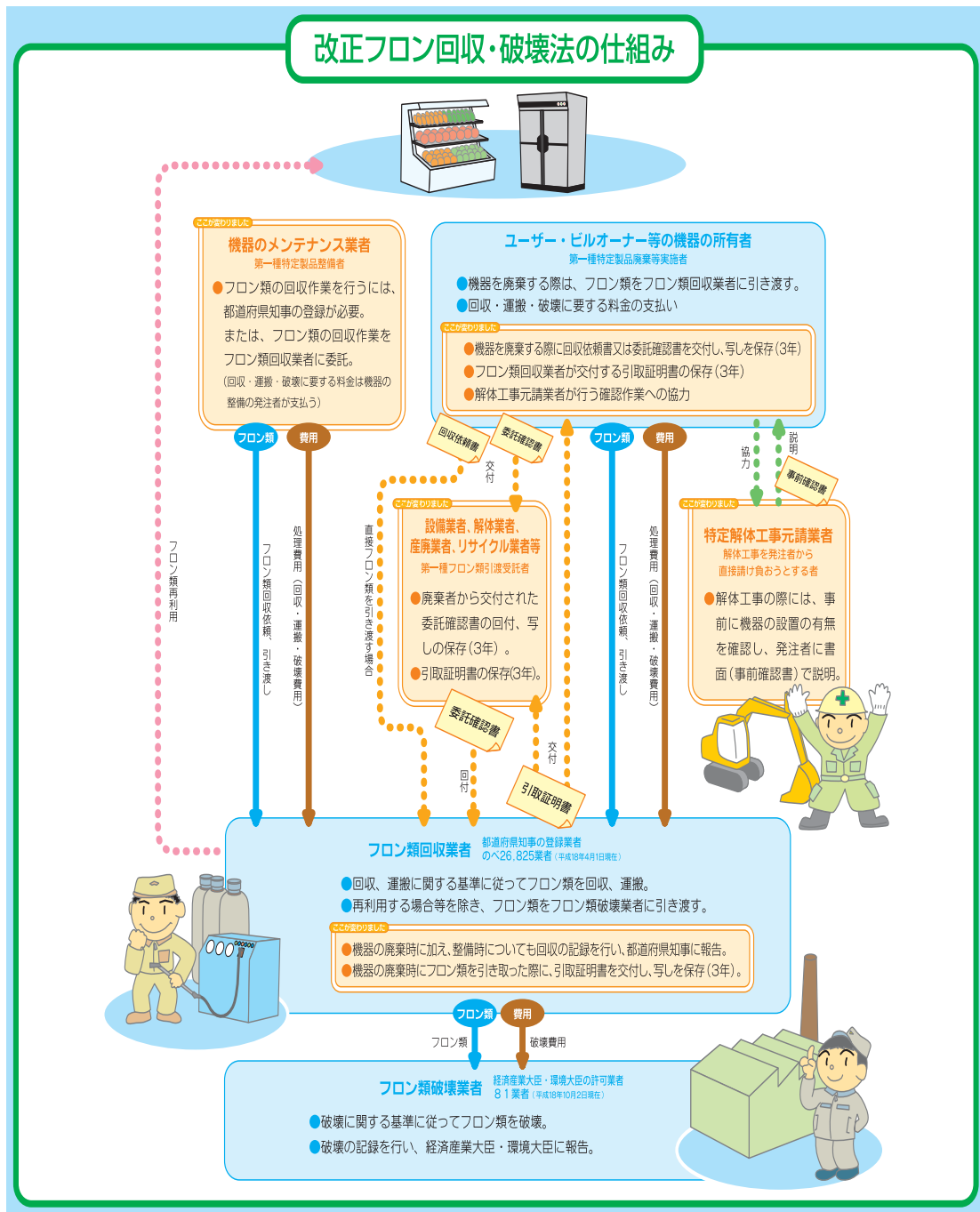
～第1章～（全体説明）

1. フロン回収・破壊法とは

1. 「フロン回収・破壊法」とは

フロン類（CFC：クロロフルオロカーボン、HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン、HFC：ハイドロフルオロカーボン）は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への放出を抑制することが必要である。このため、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、業務用冷凍空調機器が廃棄される際のフロン類の回収等が義務づけられた。また、業務用冷凍空調機器が廃棄又は整備される際にフロン回収がより確実に行われるよう、平成18年には同法の改正が行われ、平成19年10月1日に施行されることとなっている。

2. 改正後のフロン回収・破壊法の仕組み



Ⅱ . フロン回収・破壊法 平成 18 年度改正の概要

1. フロン類の回収が必要な場合の拡大(定義の見直し)(13頁参照)

業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が義務化された。(法第2条第5項)

2. 解体工事の際の説明義務(解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明)(15頁参照)

特定解体工事元請業者(建物解体工事を発注者から直接請け負おうとする業者:建設工事業者・解体工事業者等)は、解体対象建築物中の業務用冷凍空調機器の設置の有無を確認し、発注しようとする者(特定解体工事発注者)に書面で報告する情報提供義務が課された。(法第19条の2第1項)

また、特定解体工事発注者は、機器設置有無の確認に協力する(具体的には、図面の提供等)義務が課された。(法第19条の2第2項)

3. 行程管理制度(フロン類の引渡し等を書面で管理する制度)の導入(17頁参照)

業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者は、回収業者に直接フロン類を引き渡す場合や引渡しを他の者に委託する際には、必要な事項を記載した書面を交付しなければならないこと、また、フロン類を引き取った回収業者は、引取りを証する書面を廃棄等実施者に交付しなければならないことなど、フロン類の引渡し・引取りが途切れず、あいまいにならないための措置が講じられた。

○廃棄等実施者が直接回収業者にフロン類を引き渡す際、廃棄等実施者が書面(回収依頼書)を交付。(法第19条の3第1項)

○廃棄等実施者が引渡受託者にフロン類の引渡しを委託する際には、廃棄等実施者が委託確認書を交付。(法第19条の3第2項)

○引渡受託者が回収業者への引渡しを他者に再委託する際には、書面(再委託承諾書)にて廃棄等実施者の承諾を受ける。(法第19条の3第4項)

フロン類の引渡しを孫請け、ひ孫請けに再委託する場合も、その都度書面による廃棄等実施者の承諾が必要。

○引渡受託者(及び再委託を受けた者)は、回収業者に委託確認書を回付。(法第19条の3第6項)

○回収業者が廃棄等実施者からフロン類を直接引き取った際には、引取証明書を交付。(法第20条の2第1項)

○回収業者が引渡受託者を通じてフロン類を引き取った際には、引渡受託者に引取証明書を交付し、廃棄等実施者に引取証明書の写しを送付。(法第20条の2第2項)

○これらの書面は保存が必要。(法第19条の3第3、4、7項、法第20条の2第1、2、3、5項)

○一定期間引取証明書の交付(又は送付)がない場合には、廃棄等実施者は都道府県知事に報告する義務がある。(法第20条の2第4項)

4. 整備時におけるフロン類の回収(32頁参照)

機器修理・整備時のフロン回収についても、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者が行うこととされた。(法第18条の2)また、回収業者がこのとき回収したフロン類についても、都道府県知事に報告する義務が課された。(法第22条第3項)

○整備・修理時のフロン回収にも、都道府県知事の登録が必要。(法第18条の2)

- 回収した冷媒フロン量は、廃棄時とは区別した上で、年次報告の義務がある。(法第22条の3)
- 機器から一度抜いたフロン類を、その場で同じ機器に再充填した場合は回収量をゼロとして記録(回収作業(冷媒を抜き取る行為)そのものには第一種フロン類回収業者の登録が必要)。(法第22条)

5. 閲覧規定(法第22条第2項)(43頁参照)

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、整備者、廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る回収の記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ拒否してはならない旨の閲覧規定が設けられた(回収の記録については36頁参照)。

6. 行政による関係者への指導等(法第23条、第24条、第43条、第44条)

都道府県知事は、フロン類回収業者に加えて、機器の整備者、廃棄等実施者、引渡受託者、特定解体工事元請業者といった関係者に対しても、職員を事務所に立ち入らせることや、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとされた。

7. 施行日

平成19年10月1日(附則第1条)

<行程管理制度の適用時期(附則第2条)>

廃棄等実施者が回収業者に直接依頼し、10月1日以降にフロン回収を実施する場合は、発注期日にかかわらず行程管理制度が適用(回収依頼書の発行)される。

廃棄等実施者がフロン類の回収を引渡受託者に委託する場合には、依頼・発注を10月1日以降に行った場合に行程管理制度が適用(委託確認書の発行)される。

なお、事前確認・説明についても、10月1日以降に特定解体工事元請業者となった場合に適用される。

<経過措置>

以下の場合については、平成19年12月31日までの経過措置が設けられている。(附則第3条第3項)

○整備時にフロン類の回収を行っている者が第一種フロン類回収業者の登録を行う場合。

○部品等のリサイクルを目的として、機器を有償又は無償で譲渡する際に、フロン類の回収を行っている者が第一種フロン類回収業者の登録を行う場合。

8. 書面の電磁的方法による保存等

法改正に伴い新たに規定された行程管理に伴う行程管理票等について、別途定める省令により、電磁的方法(電子ファイル、メール等のやりとり)により行うことが可能となった。(平成19年7月31日付け経済産業省、環境省令第8号)

ただし、特定解体工事元請業者が発注者に対して説明のために作成・交付される書面(法第19条の2第1項)については対象外となるので、書面で行う必要がある。

具体的には、3.の「行程管理制度の導入」において、交付、回付、保存等が実施される各書面(法第19条の3各項、法第20条の2)について電磁的方法が認められる。

なお、回収業者、破壊業者のフロン類の回収量等の記録(法第22条第1項及び第2項並びに法第34条第1項及び第2項)については、従前から電磁的方法による作成・保存を行うことが認められており、記録の閲覧も電磁的方法で行うことができる。

Ⅲ . 対象となる業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の種類、事業者

フロン回収・破壊法において対象となる業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）とは、一般消費者が日常生活の用に供する以外の機器（業務用として製造、販売された機器）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器をいう。

業務用といっても冷媒の充てん量の下限はなく、少量のフロン類が充てんされている機器であっても対象となる。（第3章 XIII 3.（5）第一種特定製品の種類【77頁参照】。）

具体的な例を以下に列挙する。

- ビル、店舗等の空調機器(エアコンディショナー)や業務用冷蔵庫、冷凍庫などの他、店舗のショーケース。
- ビールサーバー、寿司のネタケース、オフィスビル、公共施設等によく見られる冷水機(ウォータークーラー)。
- 工場等の製造プロセスで加温、冷却、乾燥用に使用しているフロン類使用機器。
- 作業場などに見られるスポットクーラー、業務用除湿器など。

このように、業務用冷凍空調機器は種類が多様で、ごく小さなものから、ビル全体を空調するような大型のものまである。このため、廃棄等実施者に該当する者も広範である。

「廃棄等実施者」に該当する者の具体的な例を以下に列挙する。

- 事務所、工場、店舗などのビルオーナー。
 - 冷凍倉庫業者、食品製造業者、飲食料品卸売業者、飲食料小売業者、飲食店のオーナー、宿泊業者。
 - 総合リース業者。
 - 運送業者、鉄道・船舶などのオーナー(保冷車、冷凍車などは、積荷の冷蔵、保冷機器はフロン回収・破壊法の対象。乗員、乗客用の空調機は自動車リサイクル法の対象。鉄道・船舶などの空調機器はフロン回収・破壊法の対象となる。)
- また、自動車リサイクル法の適用がない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、フロン回収・破壊法の対象となる。

業務用冷凍空調機器と家庭用の機器について

○なお、家庭用として製造された冷蔵庫、エアコンについては、業務用として使用していた場合であっても、家電リサイクル法に基づくフロン回収が必要となる。同様に、業務用の冷蔵庫、エアコンなど第一種特定製品を一般家庭で使用していた場合であっても、フロン回収・破壊法に基づくフロン回収が必要となる。

○業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）とは、一般消費者が日常生活の用に供する以外の機器をいい、業務用として製造・販売された機器をいう。家庭用の機器との見分け方については、

- ①フロン回収・破壊法施行（平成14年4月）以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されている。
また、フロン回収・破壊法施行以前に販売された機器についても、業界の取り組み等により、表示（シールの貼付）が行われている。
- ②不明の場合には、メーカー、販売店に問い合わせるなどの方法がある。

業務用冷凍空調機器の設置場所別機器種類の例

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア、 オフィスビル、ホール	全 体	ビル用マルチエアコン(パッケージエアコン) ターボ冷凍機 スクリーン冷凍機 チラー 自動販売機 冷水機(プレッシャー型) 製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
レストラン、飲食店、 各種小売店	魚屋、肉屋、果物屋、 食料品、薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー
工場	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機 スクリーン冷凍機 チラー スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など)
学校	学校、病院	パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
その他	地下鉄構内	空調機器(ターボ冷凍機など)
	鉄道	鉄道車両用空調機
	自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車
	冷凍・冷蔵倉庫	冷凍倉庫用空調機(スクリーン冷凍機など)
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリーン冷凍機など)
	ビニールハウス	ハウス用空調機(GHP)

IV . 関係主体別の義務・遵守事項

1. 関係者に共通する事項

○フロン回収・破壊法においては、「何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。(法第38条)」と、されている。(罰則規定 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(法第55条))

○第一種特定製品である業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う場合には、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を、回収業者に引き渡さなければならない「引渡義務」が課されている。(法第19条)

○業務用冷凍空調機器の整備に際して、回収業者に回収させたフロン類は、当該機器に再充てんされたものを除き、回収業者に引き渡さなければならない「引渡義務」が課されている。(法第18条の2第3項)

○廃棄する場合に加え、今回の法改正により「整備時」についても「フロン回収等の費用」については、機器の使用者・所有者が負担することとされている。(法第37条第5項)

2. 機器の使用者、所有者等(廃棄等実施者、整備発注者)

業務用冷凍空調機器の所有者等は、場合に応じ「廃棄を行おうとする者」「整備を発注する者」に該当し、フロン回収に関する義務を果たさなければならない。(機器の管理全般を管理会社等の者に委託している場合等は、当該管理会社等が機器の管理責任者を有していることから「整備を発注する者」となる。)

(1)機器を廃棄、譲渡するにあたって

フロン回収・破壊法では、第一種特定製品である業務用冷凍空調機器の廃棄等を実施する者(廃棄等実施者)に対し、フロン類を回収業者に引き渡す義務などが課されている。

今回の法改正により、機器を廃棄する場合に加え、当該機器の部品や材料を再利用することを目的として、再資源化・マテリアルリサイクル業者等に譲渡する場合も同様の義務が課されることとなった。

なお、機器を中古品としてそのまま再利用(リユース)する場合は廃棄等に該当しないが、再利用する者が廃棄等を行おうとする場合には、再利用する者が新たな「廃棄等実施者」に該当することとなる。

廃棄等実施者は、以下のような義務を果たす必要がある。

○回収業者に対するフロン類の引渡義務。(法第19条)

直接回収業者に依頼するほか、建設業者や販売店など、他の者にフロン類の引渡しを委託することも可能。

○特定解体元請業者による業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認に対する協力。協力とは図面の提供や施設への立入、電源の供給など。(法第19条の2第2項)

○フロン類の引渡しを回収業者に直接依頼する場合は所定の書面(回収依頼書)を交付。(法第19条の3第1項)

○フロン類の引渡しを回収業者の登録を持たない建設業者、解体業者、販売店等に委託する場合は、委託確認書を交付。(法第19条の3第2項)

○フロン類の引渡しを委託された者が、再委託を行おうとする場合は、あらかじめ廃棄等実施者が書面で承諾(再委託承諾書)することが必要。(法第19条の3第4項)

○フロン回収が終了すると、回収業者から引取証明書が送付される。所定の期間内に引取証明書が届かなかった場合や、虚偽の記載があった場合は、都道府県知事に報告。(法第20条の2第4項)

- ・直接フロン回収を依頼した場合や機器の入れ替え等の場合は30日以内
- ・フロン類の引渡しを委託し、かつ建物解体(一部のリフォームなども含む)の場合は90日以内
- 委託確認書、引取証明書等の写しの保存(3年)。(法第19条の3第3項、法第20条の2第3項)
- フロン回収等の費用の負担。(法第37条第2項)

(2)機器の整備等にあたって

機器の整備等とは、機器の通常の定期的なメンテナンスや、故障時の修理などがある。

機器のメンテナンスや故障時の修理などは、通常、機器の購入先や整備業者等に委託、依頼することが多いと考えられ、整備の発注時点ではフロン回収が必要であるかどうかの判断は困難であると考えられる。このため、整備時における回収業者への引渡義務は、実際の整備を行う者(第一種特定製品整備者)に課されている。(法第18条の2)

「第一種特定製品整備者」とは実際に整備を行う者であり、業として機器の整備等を行う者だけでなく、機器の所有者や使用者なども整備を行えば「第一種特定製品整備者」となる。冷凍、冷蔵倉庫や工場の製造プロセスなどでは、事業者が自ら機器の整備・メンテナンスを実施しているケースが多いと考えられるが、これらの場合、自らが「第一種特定製品整備者」となる。

フロン回収等の負担費用については、機器の整備費用の負担と同様に、機器の所有者等が、整備の発注者として負担すべきものとして規定されている。(法第37条第5項)

リース契約を利用している場合などは、機器の所有者はリース会社となることが考えられる。この場合、リース契約においてメンテナンス契約を含めているか、故障の際の対応をどのように定めているかにより、責任を有する者が整備の発注者となる。

機器の整備時には行程管理制度は適用されない。

機器の整備時(メンテナンス、修理等)に、機器の整備者(実際に機器の整備を行う者)が果たすべき役割には以下のようなものがある。

○フロン回収を行う必要がある場合、自ら回収業者の登録を受けて回収を行う。(法第18条の2第1項)

○もしくは(機器の整備者が回収業者登録をしていない場合)、回収業者へ委託し、フロン類を引渡す義務。(法第18条の2第1項、第3項)

3. 業務用冷凍空調機器の設備工事業者

業務用冷凍空調機器の設置、据付け、電源工事、配管工事等を行う工事業者は、専門の設備工事業者の他、機器の販売、修理、建設工事関係者などが考えられ、フロン回収を行う者の多くは設備工事関係者の事業者となっている。

法改正により、整備時についてもフロン回収が義務づけられている。

機器の設備工事に伴い、フロン類の回収(抜き取り)行為を行う場合は、回収業者として都道府県知事への登録が必要となる。回収業者には、フロン回収の中核として関連する様々な規定がある。(第2章 IX 34～55頁参照)

4. 解体工事等の受注者(建設工事業者、リフォーム工事業者、解体工事業者、産業廃棄物処分業者など)

建築物の解体工事等の際には、建物内にフロン類が充てんされたままの業務用冷凍空調機器が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、フロン回収が必要となる。フロン回収・破壊法第38条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるものであり、機器を工事作業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させれば、罰則適用の対象となる。

建て替え、解体工事、リフォーム工事等を受注する際には、フロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器の有無を調査・確認し、機器が有る場合には、フロン回収が行われるよう適切に措置することが必要となる。

フロン回収・破壊法では、業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類について、廃棄等を実施する者がフロン類を回収業者へ引き渡す義務を課しており、引渡しを他の者に委託することもできる。フロン類の引渡しの委託を受けた者は、第一種フロン類引渡受託者となる。

解体工事等を受注する者が果たすべき役割は以下のようなものがある。

○建物等の解体工事を請け負おうとする場合には、第一種特定製品の有無について事前確認し、発注者に書面（事前確認書）で説明する。(法第19条の2)

○上記の確認の結果、フロン類の充てんされた機器が無いか、発注者が自ら、又は直接回収業者に依頼してフロン類の回収が行われたこと（フロン類の引渡しが行われたこと）が確認できれば、解体工事等を受注する者にはそれ以上の義務は発生しない。

○上記の確認の結果、フロン類が充てんされた機器が有り、フロン回収（回収業者への引渡し）を含めて解体工事を請け負う場合は「第一種フロン類引渡受託者」となり、発注者から「委託確認書」の交付を受ける。(法第19条の3第2項)

○交付を受けた委託確認書は、回収業者（再委託する場合は再委託先）に回付する必要がある。(法第19条の3第5項、第6項)

○フロン回収（回収業者への引渡し）の再委託を行う場合は、あらかじめ発注者（廃棄等実施者）が再委託を承諾する旨の書面（再委託承諾書）の交付を受ける。(法第19条の3第4項)

○委託確認書の写し、および再委託承諾書を保存する。（3年）(法第19条の3第7項)

フロン類の回収業者への引渡し、委託確認書の回付は速やかに行う必要がある（再委託の場合も同様）。

委託確認書を発注者が交付してから一定期間内に引取証明書が届かない場合や虚偽の記載があった場合は、廃棄等実施者から都道府県知事に報告される。

5. 機器の整備、メンテナンス業者

機器の整備、メンテナンスを行う際にも、フロン類の機器からの回収行為を行う場合には、機器の整備・メンテナンス業者自ら第一種フロン類回収業者として都道府県知事への登録をして作業を行うか、フロン類の引渡しを回収業者へ依頼することが必要となる。

機器の設備工事・設置工事業者、電気機械器具修理業者、機器の販売店などは、機器の整備、メンテナンスを行う事業者該当することがある。また、冷凍倉庫、工場

等で設置されている機器の整備等を自社で行っている場合も該当することがある。

従来、機器の整備等に際してフロン類の回収行為を行っていた者は、改正フロン回収・破壊法施行後3ヶ月以内（平成19年12月31日まで）に第一種フロン類回収業者の登録申請が必要であり、これを過ぎると法令違反となる。

なお、フロン類の回収とは機器からフロン類を抜き取ることをいう。

第一種フロン類回収業者の登録を受けた整備者が果たすべき役割には以下のようなものがある。

○機器の整備時にフロン類の回収を行い、当該機器に再充てんされなかったフロン類についての引取義務。（法第18条の2第2項、第4項）

○整備時に回収したフロン類については、廃棄時とは区別して記録・保存し、毎年都道府県知事に報告。（法第22条第1項、第3項）

○第一種フロン類回収業者として課されているフロン類の回収に係る記録、保存、報告等の諸規定の遵守。

なお、「2. 機器の使用者、所有者等（整備発注者、廃棄等実施者）(2)機器の整備にあたって」（7頁）を併せて確認すること。

6. 機器の販売業者、メーカー、リース業者

業務用冷凍空調機器の販売業者、メーカー（系列の販売、サービスなど）は、日常業務として機器の整備、メンテナンスを行う場合があることから、「5. 機器の整備、メンテナンス業者」としての役割を果たす必要がある。

機器のリース業者は、リース契約の内容によっては機器の所有者として整備発注者、廃棄等実施者となり、「2. 機器の使用者、所有者等（整備発注者、廃棄等実施者）」としての役割を果たす必要がある。

機器の入れ替え時に、所有者等から古い機器の引取り（廃棄、下取り）を依頼された場合、併せて第一種フロン類引渡受託者となる。また、引き取った機器を中古品として取り扱う場合には、「7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等」としての役割を果たす必要がある。

7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等

業務用冷凍空調機器を有償で引き取る場合にあっても、引き取った機器を再び業務用冷凍空調機器として使用せず、部品等としてリサイクルする場合は、機器の元の所有者がフロン類の回収（回収業者への引渡し）を行う必要がある。

業務用冷凍空調機器の引取りと併せて、フロン類の回収も受託する場合は、引渡受託者となり、依頼者から委託確認書の交付を受ける必要がある他、引渡受託者としての義務が課せられる。

引き取った業務用冷凍空調機器を、そのまま業務用冷凍空調機器として再利用（リユース）する場合は、再販するまでは引き取った業者が、再販後は購入者が所有者となり、「2. 機器の使用者、所有者等（整備発注者、廃棄等実施者）」としての役割が生じる。

機器をリユースする場合でも、一体型のショーケース、冷凍冷蔵庫等を除き、別置型のショーケースや冷凍冷蔵庫、フロン類が追加充てんされているパッケージエアコンなど、室外機と分離型になっている機器類は引取り、移設を行う前にフロン類の回収が必要となる。

フロン回収・破壊法第38条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるも

のであり、適切な処置を講ずることなくみだりにフロン類を放出させれば、罰則適用の対象となる。

8. フロン類を運搬する事業者

フロン回収・破壊法においては、フロン類の運搬の規定が定められている。運搬の規定は回収業者だけでなく、委託を受けて運搬のみを行う事業者にも適用される。(法第21条第2項)

9. 第一種フロン類回収業者

第一種フロン類回収業者には、都道府県知事の登録を受けること、廃棄等実施者等からのフロン類引取義務、フロン類破壊業者等へのフロン類引渡義務、フロン類の回収に関する基準、回収したフロン類の記録、都道府県知事への報告等様々な規定があり、フロン回収の中核としての役割を担っている。

第2章を参照されたい。

10. フロン類破壊業者

フロン類破壊業者は、回収業者からフロン類の引取りを求められた場合の引取義務等がある。

フロン類破壊業者向けには、別途「フロン類の破壊に関する運用の手引き」を作成しているので、必要に応じ、参照されたい。

11. 都道府県知事

都道府県知事は、廃棄等実施者（業務用冷凍空調機器の使用者、所有者等）、引渡受託者（建設工事業者、解体工事業者等）、整備者（機器の整備を行うメーカーサービス部門等）、回収業者に対し、職員を立ち入らせて検査を行うことができる。

(法第44条)

更に、必要に応じ、指導、助言、勧告、命令等の措置や、回収業者の登録の取消し等の措置を講ずることができる。これらの措置については次頁にまとめているので参照されたい。(法第23条、第24条、第43条、第44条)

また、毎年回収業者から報告されるフロン回収量等を取りまとめ、環境大臣、経済産業大臣に通知する等の役割がある。(法第22条第4項)

12. その他 罰 則

表 フロン回収・破壊法における担保措置

義務者	フロン回収破壊法の義務	指導・助言	勧告・命令	罰則
すべての者	フロン類の放出の禁止(38条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
廃棄者	廃棄者の引渡義務(19条)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の回収業者への書面交付義務(19条の3・1項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の受託者への委託確認書交付義務(19条の3・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の書面及び委託確認書の写しの保管義務(19条の3・3項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の引取証明書保管義務(20条の2・3項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	問題があった場合における廃棄者の都道府県知事への報告義務(20条の2・4項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
受託者 (間を取り次ぐ者)	受託者の再委託時における遵守事項(19条の3・4項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の再委託者への委託確認書回付義務(19条の3・5項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の回収業者への委託確認書回付義務(19条の3・6項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の委託確認書の写しの保管義務(19条の3・7項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の引取証明書保管義務(20条の2・5項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
回収業者 (業登録の義務者)	都道府県知事の登録を受ける義務(9条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	都道府県知事への変更届出提出義務(13条)			30万円以下の罰金
	都道府県知事への廃業届出提出義務(15条)			10万円以下の過料
	登録取消、6ヶ月以内の業務の停止命令(17条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
回収業者 (業を行う者としての義務)	回収業者の引取義務(20条1項)	指導・助言	勧告・命令	50万円以下の罰金
	回収業者の回収基準遵守義務(20条2項)		勧告・命令	50万円以下の罰金
回収業者 (行程管理最終到達者)	回収業者の廃棄者への引取証明書交付義務、写し保管義務(20条の2・1項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	回収業者の受託者への引取証明書交付義務、廃棄者への引取証明書写し回付義務、写し保管義務(20条の2・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
回収業者 (整備時の回収)	回収業者の回収基準遵守義務(18条の2・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	回収業者の引取義務(18条の2・4項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
整備者	整備者のフロン回収業者への委託義務(18条の2・1項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	整備者の引渡義務(18条の2・3項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
工事を請け負う者 (説明義務者)	特定解体工事元請業者の確認・説明義務(19条の2)	指導・助言		

：今回の法改正で追加した部分

●今回の改正において、第一種特定製品を整備する際のフロン回収義務(法第18条の2)、解体工事時の説明義務(法第19条の2)及び行程管理制度(法第19条の3及び第20条の2)が創設されたことに伴い、これらの義務に係る担保措置を新たに導入するとともに、現行法で担保措置が設けられていなかった第一種特定製品廃棄等実施者のフロン類引渡義務(法第19条)について、担保措置が新たに導入された。

● また、法律上の義務対象者及び担保措置対象が増えることに伴い、報告徴収(法第43条)、立入検査(法第44条)の対象が追加された。

～第2章～(個別事項の解説)

V. 定義

〔法第二条〕

この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

3～4

5 この法律において「第一種特定製品の廃棄等」とは、第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することをいう。

〔省令第一条第二項〕

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器

(1) フロン回収・破壊法において対象となる業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)は、業務用として製造、販売された機器であって、冷媒としてフロン類が充てんされているエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器をいう。詳細及び例示を4、5頁に記載しているので、参照されたい。(法第2条第2項)

(2) 今回の法改正により、業務用冷凍空調機器そのものを廃棄する場合に加え、機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部又は一部を原材料(鉄や銅、アルミ等の再利用)や部品その他製品の一部として再利用する(再資源化)ことを目的としてリサイクル業者等に機器を有償もしくは無償で譲渡する場合についても、回収業者によるフロン類の回収が義務付けられた。(法第2条第5項)

リサイクル業者等が、使用済みの業務用冷凍空調機器を有価で買い取り、当該機器の部品や金属材料を抽出し、販売するような場合も、本法に基づきフロン回収が義務付けられている。

なお、業務用冷凍空調機器の使用者、所有者が、使用を終えた製品の処分として考えられるのは、廃棄、リサイクル業者への譲渡の他に、再使用(中古品)を目的とした中古機器の購入者への譲渡であるが、再使用の場合は、譲渡された人(中古機器の購入者)が新たな使用者・所有者となる。(法第2条第5項)

中古機器の購入者が、当該機器を販売せず、廃棄等を行うこととなった場合は、その中古機器の購入者が「第一種特定製品廃棄等実施者」となる。

今回の法改正に伴い、第一種特定製品の種類は、「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の2種類となり、従来の「フロン類の充てん量が50キログラム以上の第一種特定製品」区分が削除された。

これにより、回収業者の報告は、改正法施行(平成19年10月)以降、2種類の区分により報告することとなる。この改正に伴い、省令第2条第2項(回収業者の登録の申請)、様式

(回収業者登録の申請、回収量の報告等)についても改正されている。(54頁参照)

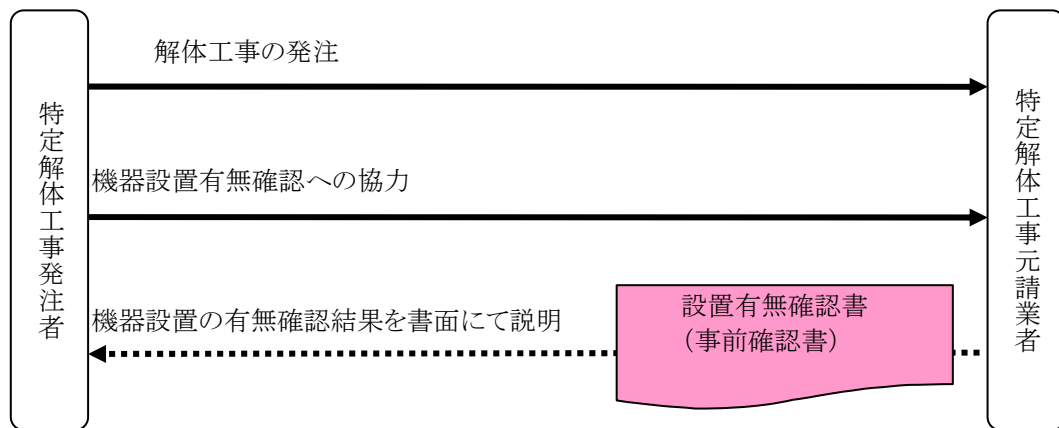
なお、回収業者の登録の基準(省令第3条)では、引き続き50キログラム以上の特定製品からのフロン類を回収する場合の規定が設けられているので注意いただきたい。なお、フロン類回収業者の登録の詳細については回収業者に関する解説46～53頁に記載しているので参照されたい。

VI . 特定解体工事元請業者の確認及び説明

[法第十九条の二]

建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者(以下この条及び第五十二条第一項において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第二項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。



特定解体工事元請業者

ア. 発注者から直接建物解体を請け負おうとする場合、第一種特定製品が設置されているか否かを確認し、建物解体を発注しようとする者(特定解体工事発注者)に対し、書面(事前確認書)^{※1}にて当該製品の設置の有無について説明しなければならない。ただし、「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの^{※2}」は除く。

※1 主務省令で定める事前確認書の記載内容

(特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第二条)

- ①書面の交付年月日
- ②特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- ③特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- ④特定解体工事の名称及び場所
- ⑤建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認の結果

様式については、法令で定められたものではなく、上記項目が満たされていれば任意の様式でよい。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある。(95～98頁参照)

※2 「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」の例

- 解体対象の建物が「東屋」のような場合
- 発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを明示された場合

イ. 建設リサイクル法では、第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。改正フロン回収・破壊法第19条の2に基づく第一種特定製品の設置の有無の確認規定とは独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的と考えられる。また、上記の建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、所定の規模以上(建設リサイクル法第9条及び同法施行令第2条 建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上)のものが対象とされているが、フロン回収・破壊法においては規模の如何にかかわらず、諸規定が適用される。この場合において、業務用冷凍空調機器と関係のない壁紙の張り替えや外壁塗装だけを行うような場合は事前確認は不要であるが、これらの工事に伴い業務用冷凍空調機器の冷媒配管の脱着、一体型以外の機器の移動などを行うため、業務用冷凍空調機器からのフロン類の放出の恐れがある場合はすべて対象となるので、留意する必要がある。

特定解体工事発注者

特定解体工事元請業者が実施する機器設置の有無の確認に対し、協力をしなければならない。

協力とは、例えば、確認のために建物内に入ることの許可や図面の提供等である。

【ポイント】

- 日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄者(ビルオーナー等)に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者(ゼネコン、解体業者等)が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明を行うことで、廃棄者の責任を自覚させ、フロン類の回収委託が明示的、適切に行われる。
- 建設リサイクル法においても同様の規定がある。一体的な運用も可能である。
- 「全部又は一部を解体する工事」には裾切りがない。リフォーム等においても「一部を解体する工事」に該当し、機器設置の有無の確認等が必要となる。(建設リサイクル法における事前届出の要件とは別である。)
- 解体工事を伴わない、機器のみの入れ替え等の場合は、本項は適用されない。しかし、機器の入れ替えの際、入れ替えを行う業者から廃棄等実施者に対し、フロン回収が必要である旨説明があることが望ましい。
- 本項に基づく業務用冷凍空調機器の設置の確認の際に、特定解体元請業者から回収業者へ連絡されることが望ましい。初期段階でフロン回収が必要な業務用冷凍空調機器の詳細を確認することで、確実なフロン回収が可能となる。
- 法令では必要な記載事項のみを定め、様式は定めないが、業界が横断的に共通の様式を作成している。

VII . 行程管理制度

1. 行程管理制度とは

今回の法改正により、行程管理制度が導入された。行程管理制度とは、廃棄等実施者が自ら又は他の者に委託して回収業者にフロン類を引き渡す場合、回収業者へのフロン類引渡しが確実に履行されるようにするため、必要な事項を記載した書面を交付しなければならない。他の者に委託し広範な関係者を介する場合でも書面を回収業者まで回付しなければならない。また、フロン類を引き取った回収業者は引取証明書を廃棄等実施者に交付しなければならないなど、フロン類引渡しが途切れず、あいまいにならないよう、書面で管理する制度である。

(1)制度の概要(19頁 フロー図参照)

フロン類の回収を確実に実施するためには、フロン回収に関わる関係者のそれぞれの役割を明確にし、フロン回収に関する引渡し等の役割を認識した上で確実に履行することが重要であり、以下のような一連の規定により、フロン類引渡しに係る発注が途中で途切れることがないようにするとともに、廃棄等実施者がフロン類引渡しの進捗状況を確認できるようにした。

- ① 廃棄等実施者はフロン類を自ら回収業者に引き渡すときは、回収業者に必要事項を記載した書面（回収依頼書）を交付するとともに、写しを保存する。（**法第19条の3第1項、第3項**）
- ② 廃棄等実施者はフロン類引渡しを他の者に委託するときは、当該委託に係る契約の受託者に必要事項を記載した書面（委託確認書）を交付するとともに写しを保存する。（**法第19条の3第2項、第3項**）
- ③ 廃棄等実施者からの委託を受けた者（再委託を受けた者から順次再委託を受けた者を含む）が他の者に再委託する場合には、委託する者は委託確認書に必要事項を記載し受託者に回付し、写しを保存する。その際には、廃棄等実施者の承諾（再委託承諾書の交付）を得なくてはならない。（**法第19条の3第4項及び第5項**）
- ④ 受託者がフロン類を回収業者に引き渡すときは、委託確認書を回収業者に回付するとともに、写しを保存する。（**法第19条の3第6項及び第7項**）
- ⑤ 回収業者は回収依頼書又は委託確認書の交付を受けた場合には、速やかにフロン類の回収を行い、回収依頼書の交付を受けた場合は引取証明書を廃棄等実施者に交付する、又は委託確認書の交付を受けた場合は引取証明書を引渡受託者に交付し、写しを廃棄等実施者に送付するとともに引取証明書の写しを保存する。（**法第20条の2**）

(2)期待される効果

行程管理制度の導入により、次のような効果が期待される。

- ① 廃棄等実施者が第三者に回収業者へのフロン類引渡しを委託する場合に、書面が交付されることにより、委託関係が当事者間で明確となり、「委託されたかどうか曖昧」「関係者の認識に齟齬がある」といったことが改善される。
- ② 廃棄等実施者及び受託者に委託確認書等の保存義務を課したことにより、都道府県知事は、廃棄等実施者がフロン類引渡しを第三者に委託したものの、適切に回収が行われなかった場合でも、その経路を保存されている書面によって確認することが可能となり、受託者又は廃棄等実施者のどこに問題があったかを把握することが可能となる。
- ③ さらに、第一種特定製品の廃棄を伴う何らかの作業を廃棄等実施者から委託又は発注された者が、当該廃棄等実施者からフロン類引渡しに係る委託は明示的に受け

ていない場合でも、この者はいずれ回収業者にフロン類を引き渡す際に書面（回収依頼書又は委託確認書）が必要となるため、廃棄等実施者に対し当該書面の交付を要請する必要に迫られ、結果的に廃棄等実施者にフロン回収・破壊法上の義務内容を喚起するといった副次的効果も期待される。

(3)関連事項

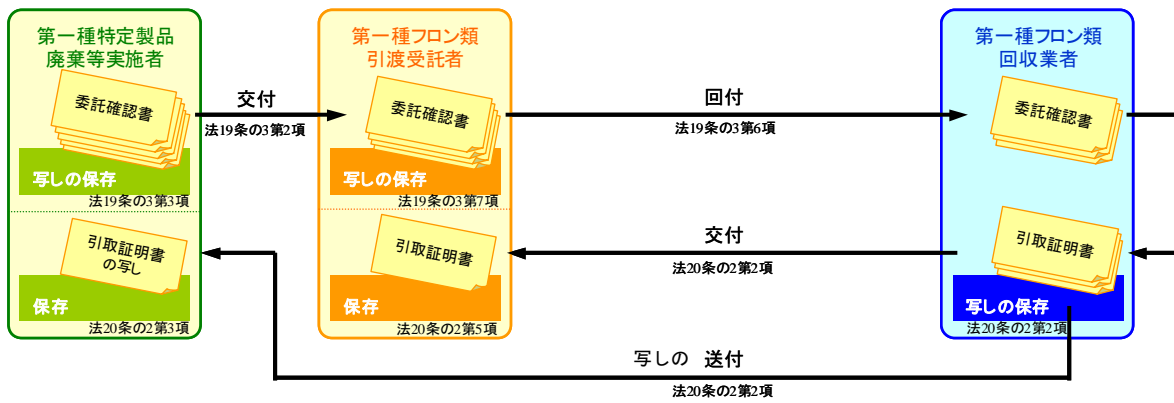
- ① 業務用冷凍空調機器のフロン回収に関する仕組みとしては、従来から回収業者が中心となり自主的に実施していた仕組みや、産業廃棄物のマニフェスト制度と一体的に実施していたケース（自動販売機など）が存在したが、業務用冷凍空調機器のフロン回収率の向上を図るため、フロン回収・破壊法の改正により制度を義務付けたものである。
- ② 改正法における行程管理制度は、フロン回収率の向上を趣旨として制度化したものであるため、回収業者までを制度の範囲としているが、事業者が回収したフロン類の再利用、破壊等に至るまでの運用を否定するものではなく、こうした運用がなされることも期待される。

行程管理制度のフロー図

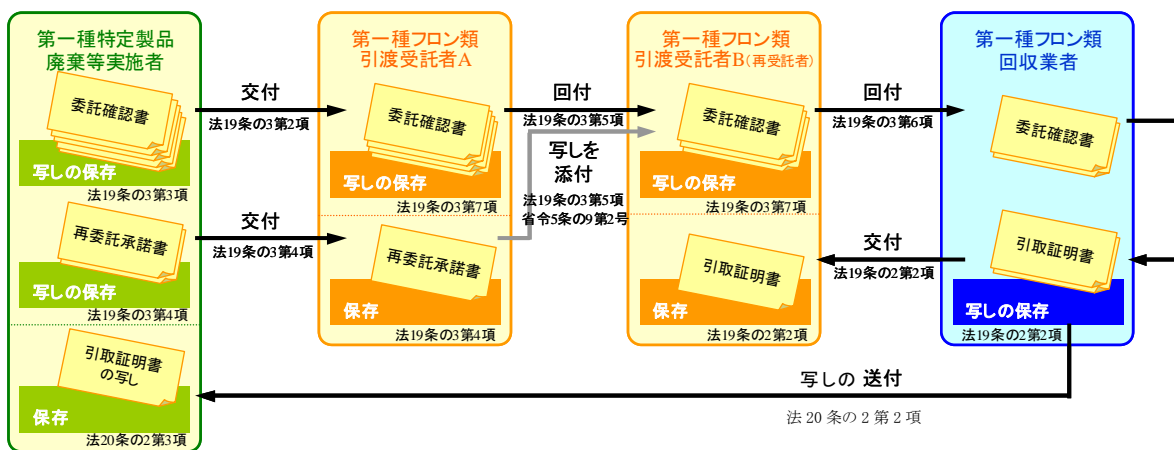
フロン類回収業者へ直接フロン類を引き渡す場合



フロン類の引き渡しを委託する場合



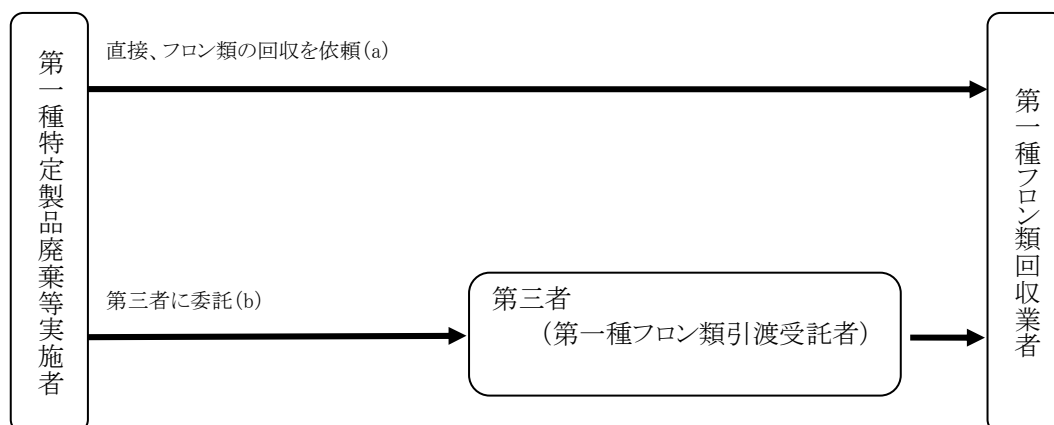
フロン類の引き渡しを再委託する場合



2. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務

〔法第十九条〕

第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 第一種特定製品の廃棄等^{※3}を行おうとする場合、機器に充てんされているフロン類の回収を「第一種フロン類回収業者」に依頼（a）しなければならない。もしくは、第三者に委託して回収業者にフロン回収を依頼（b）しなければならない。なお、あくまでもフロン類を引き渡す相手は回収業者である。引取証明書の交付、又はその写しの送付を受け、保存することにより、回収業者への引渡しが終了したことを証明できるようにしておくことが必要である。

イ. なお、業務用冷凍空調機器の使用者、所有者が、使用を終えた製品の処分として、再利用（中古品）を目的として中古機器の取扱業者等へ譲渡する場合は「廃棄等」には該当せず、譲渡された人（中古機器の購入者）が新たな使用者、所有者となる。

中古機器の購入者が当該機器を販売せず、廃棄等をする事となった場合は、その中古機器の購入者が「第一種特定製品廃棄等実施者」となる。

※3 「第一種特定製品の廃棄等」

①機器そのものを廃棄する場合

②機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部または一部を原材料（鉄や銅、アルミ等の再利用）や部品その他製品の一部として利用（再資源化）することを目的として、リサイクル業者等に有償もしくは無償で譲渡する場合

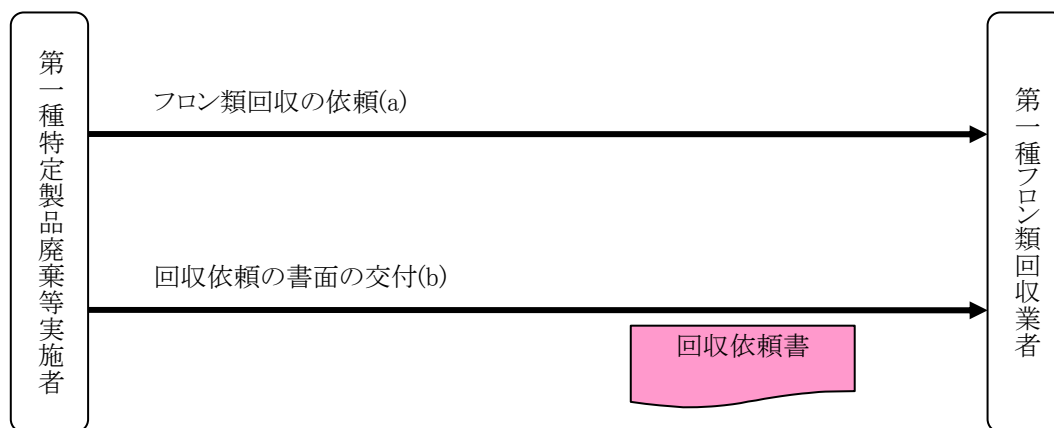
3. 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等

(1) 第一種特定製品廃棄等実施者が直接第一種フロン類回収業者へフロン類の回収を依頼する場合

〔法第十九条の三第一項〕

第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を自ら第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 回収業者へフロン類を引き渡す場合、書面(回収依頼書)^{※4}を交付(b)する。

○第一種フロン類回収業者が2以上ある場合は、回収業者ごとに交付。

(省令第5条の2第1号)

○記載事項に相違がないことを確認の上、交付。(省令第5条の2第2号)

○フロン類を回収業者に引き渡す際(事前または同時)に交付。(省令第5条の2第3号)

イ. 当該書面の写しを保存しなければならない。

○交付をした日から3年間保存。(省令第5条の6)

※4 当該書面の記載事項

○第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

○引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数

○引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所

○当該書面の交付年月日(省令第5条の3第1号)

○第一種特定製品の所在※5(省令第5条の3第2号)

○引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の登録番号(省令第5条の3第3号)

様式については、法令で定められたものではなく、上記項目が満たされていれば任意の様式でよい。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある。(95～98頁参照)

※5 第一種特定製品の所在

所在とは、廃棄等実施者が指定する住所、建物内の位置等で、回収業者が機器の引取りまたはフロン類の回収のために向かう場所のこと

(2) 第一種特定製品廃棄等実施者が第一種フロン類回収業者へのフロン回収を他の者に委託する場合

〔法第十九条の三第二項、第三項、第六項、第七項〕

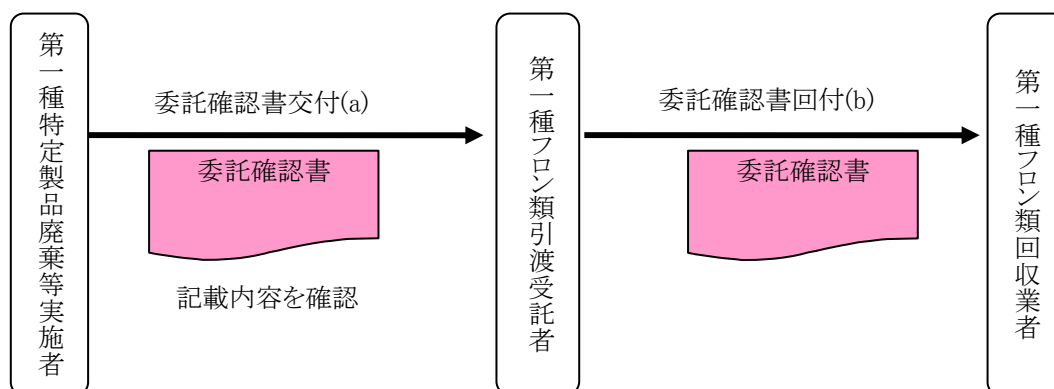
2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該書面の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 第一種フロン類引渡受託者に、委託確認書^{※6}を交付(a)する^{※7}。

イ. 委託確認書の写しを保存しなければならない。

○保存期間は委託確認書を交付した日から3年間(省令第5条の6)

※6 主務省令で定める委託確認書の記載内容

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 当該書面の交付年月日(省令第5条の5第1号)
- 第一種特定製品の所在(省令第5条の5第2号)

様式については、法令で定められたものではなく、上記項目が満たされていれば任意の様式でよい。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある。(95～98頁参照)

※7 委託確認書の交付の方法

- 第一種フロン類引渡受託者が2以上ある場合は、引渡受託者ごとに交付する。(省令第5条の4第1号)
- 委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認の上、交付する。(省令第5条の4第2号)

第一種フロン類引渡受託者

- ア. フロン回収を回収業者へ依頼する場合は、委託確認書^{※8}を回付(b)^{※9}する。(法第19条の3第6項、第7項)
- イ. 委託確認書の写しを保存しなければならない。(法第19条の3第7項)
 - 当該書面を回付した日から3年間保存。(省令第5条の13)

※8 委託確認書に追記する事項(省令第5条の12)

- 委託確認書の回付年月日
- 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

※9 委託確認書の回付方法事項(省令第5条の11)

- 委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認の上、委託確認書を回付する。

(3)再委託承諾書の交付(フロン類の引渡しを再委託する場合)

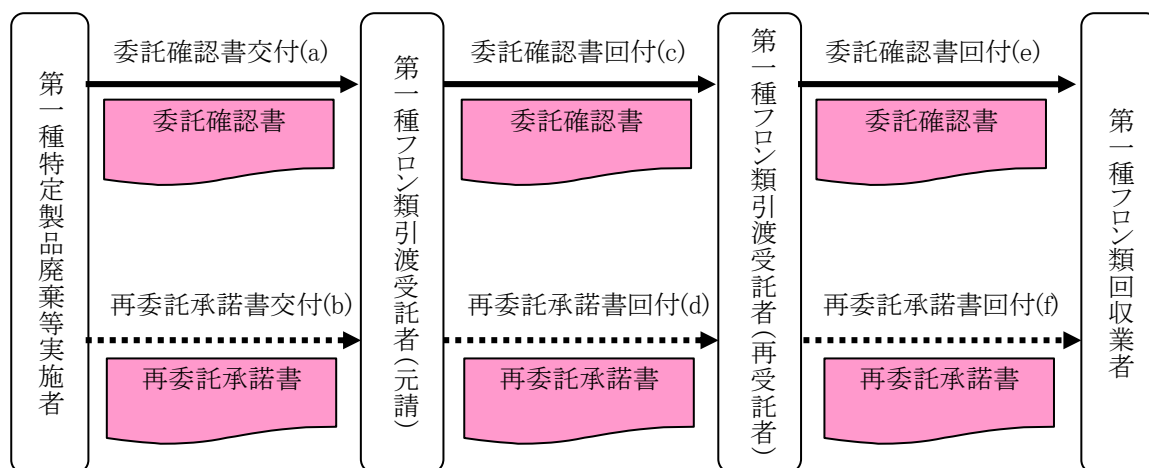
〔法第十九条の三第四項～第七項〕

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。

6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

再委託を承諾した書面(再委託承諾書)を交付した場合は、その写しを保存しなければならない。

- 交付した日から3年間保存。(省令第5条の8)

第一種フロン類引渡受託者(元請)

ア. 委託されたフロン類の引渡しをさらに他の者(再受託者)へ委託する場合は、あらかじめ廃棄等実施者から再委託について承諾する旨記載した書面(再委託承諾書)の交付(b)を受けなければならない。(法第19条の3第4項)

イ. 承諾を得た後、委託確認書^{※10}と再委託承諾書^{※11}の写しを再受託者へ回付(c)(d)^{※12}する。(法第19条の3第5項)(省令第5条の9)

ウ. 再委託を承諾した書面(再委託承諾書)は保存しなければならない。

- 交付を受けてから3年間保存。(省令第5条の8)

- エ. 委託確認書の写しは保存しなければならない。
○回付をした日から3年間保存。(省令第5条の13)

※10 委託確認書(c)に追記する事項(省令第5条の10)

- 委託確認書(c)の回付年月日
- 再受託者の氏名又は名称及び住所

※11 再委託を承諾する書面(再委託承諾書)の記載内容(省令第5条の7)

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 委託した第一種特定製品の種類及び数
- 第一種特定製品の所在^{※5}
- 委託しようとする第一種フロン類引渡受託者(元請)の氏名又は名称及び住所
- 承諾の年月日
- 再委託を受けた者(再受託者)の氏名又は名称及び住所

※12 再受託者へ委託確認書を回付する際の手続き(省令第5条の9)

- 委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類と数」と「再受託者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認の上、委託確認書を回付(c)する。
- 再委託を承諾した再委託承諾書の写しを添付(d)する。

第一種フロン類引渡受託者(再受託者)

- ア. 回収業者にフロン類の回収を依頼する場合(法第19条の3第6項)は、委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数」と「第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所」が相違ないか確認の上、委託確認書^{※13}を回付(e)し、再委託を承諾した再委託承諾書の写しを添付(f)する。(省令第5条の11)
- イ. 委託確認書の写し及び再委託を承諾した書面(再委託承諾書)の写しは保存しなければならない。
○当該書面の回付した日から3年間保存。(省令第5条の8、省令第5条の13)
- ウ. 委託されたフロン類の引渡しをさらに他の者(再受託者)へ委託する場合は、前頁の「第一種フロン類引渡受託者(元請)」と同じ手続きを行う。

※13 委託確認書に追記する事項(省令第5条の12)

- 委託確認書の回付年月日
- 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

4. 第一種フロン類回収業者の引取義務

〔法第二十条〕

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第一種フロン類回収業者

ア. 第一種特定製品廃棄等実施者(廃棄者)から直接に又は、引渡受託者を通じてフロン類の回収依頼があった場合は、正当な理由^{※14}がある場合を除き、フロン類を回収しなければならない。

イ. フロン類を回収する場合は、「フロン類の回収に関する基準」(省令第6条)に従い、回収しなければならない。(39～42頁参照)

※14「正当な理由」とは以下のような場合(例)が考えられる

- ①第19条の3第1項の規定による書面(回収依頼書)の交付又は同条第6項の規定による委託確認書の回付がない場合
- ②天災等不可抗力の要因によるもので、回収に係る安全が確保できない場合
 - 地震、水害などにより、回収作業場所の安全が確保できない場合
 - 事業所が天災等により被害を受け、回収・引取りが物理的に不可能な場合
- ③引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合
 - 回収費用について、折り合いが付かない場合(回収事業者が極端に高い費用を請求するような場合を除く)
- ④技術的な理由により適切な回収を行うことができないと見込まれる場合
 - 特定製品に充てんされているフロン類の種類が不明な場合
 - 特定製品のシステムが大規模の場合、機構が複雑であるなど回収事業者の技術・装置等では適切に対応できない場合
 - 回収業者が限定された製品(例えば自動販売機や、車載型の冷凍機器のみを扱う場合や、工場等で自社所有機器のみの整備等を行う場合など)のみを扱っていて、それ以外のものの回収を依頼された場合
- ⑤引取り又は回収を行うことが違法行為を形成する場合
 - 本法及び他の法令(例えば「高圧ガス保安法」など)の規定に違反することが明らかな場合
 - 回収に必要な時間が十分に確保できず、確実にフロン回収ができない場合

【ポイント】

●本法の目的として、フロン類の大気中への放出の防止が最優先であり、「正当な理由」に該当した場合には引取りを拒否すべきとの趣旨ではない。登録を受けた回収業者として最大限努力し回収を行うことにより、フロン類の大気中への放出防止に努めるべきであることは当然である。

●①の場合は、引取りを行おうとした者に対し、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付を求め、適正な処理を行うべきである。

●回収業者が④のように「限定された製品」のみを扱う場合にあつては、回収業者登録の申請書備考欄に、あらかじめ当該回収業者の「限定された製品」や事業の範囲を記載しておくことが望ましい。(48頁「(3)登録申請③備考欄について」参照)

5. 引取証明書の交付

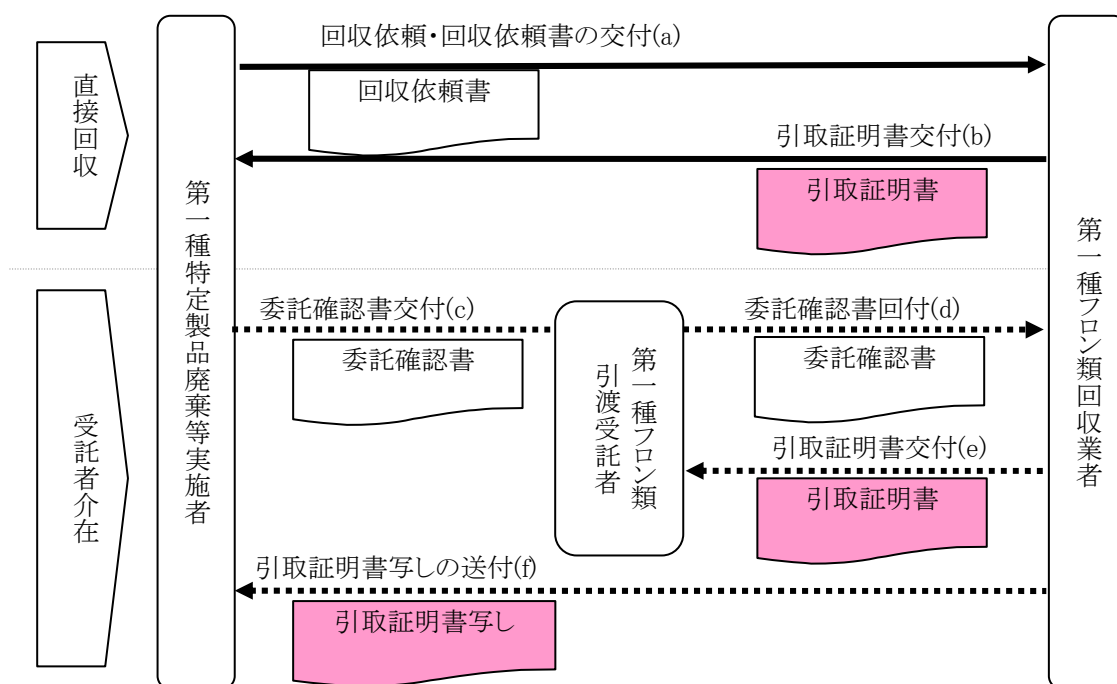
〔法第二十条の二〕

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面(以下この条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種フロン類回収業者

フロン類を回収後、速やかに、かつ、記載事項(機器の種類及び数、廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所)に相違がないか確認の上、引取証明書^{※15}を交付しなければならない。(省令第6条の3、省令第6条の5)

○廃棄等実施者からの直接依頼の場合(a)は、廃棄等実施者に交付(b)。

○引渡受託者を通じての依頼の場合(c)(d)は、引渡受託者に交付(e)し、写しを廃棄等実施者へ送付(f)。

イ. 引取証明書の写しを保存しなければならない。

○交付日から3年間。(省令第6条の4)

※15 引取証明書の記載内容(省令第6条の2、省令第6条の6)

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所(引渡受託者経由で委託確認書を交付した場合は「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」)
- 引き取ったフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数
- 第一種特定製品の所在^{※5}
- 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- 引取証明書の交付年月日
- フロン類の引取りを終了した年月日(回収終了日)
- 引き取ったフロン類の種類ごとの量

※5 フロン回収依頼の書面(回収依頼書)又は委託確認書をもとに作成する

第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 引取証明書又は引取証明書の写しを保存しなければならない。

- 引取証明書は、交付を受けた日から3年間。(省令第6条の9)
- 引取証明書の写しは、送付を受けた日から3年間。(省令第6条の9)

第一種フロン類引渡受託者

ア. 引取証明書を保存しなければならない。

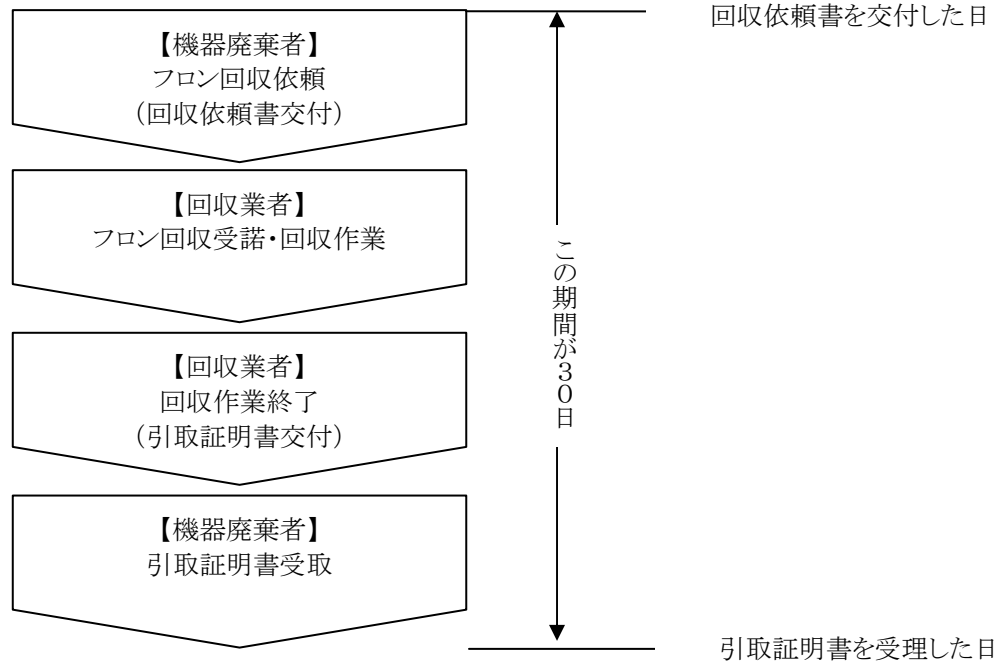
- 交付を受けた日から3年間。(省令第6条の9)

6. 引取証明書の送付期間

〔法第二十条の二〕

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項の規定による引取証明書の交付若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(1) フロン類の回収を廃棄等実施者がフロン類回収業者に直接依頼した場合 (直接回収)

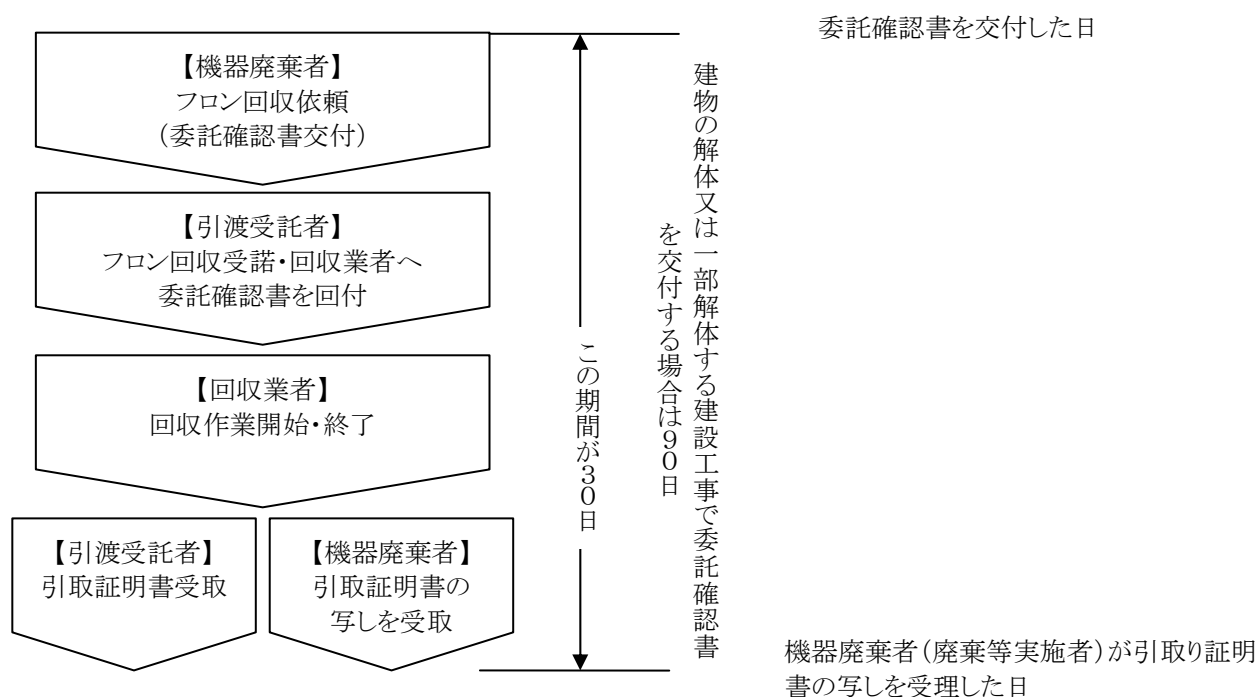


第一種特定製品廃棄等実施者

ア. フロン類の回収を回収業者へ依頼した場合は、書面(回収依頼書)を交付した日から引取証明書を受け取るまでの期間は30日間とし、これを過ぎても引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ書面(回収依頼書)の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

イ. 引取証明書の交付を受けたときは、フロン回収が終了したことを引取証明書にて確認し、必要な事項(前ページの※15)が記載されていない引取証明書、若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付を受けたときは、都道府県知事へ書面(回収依頼書及び引取証明書)の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

(2) フロン回収を廃棄者が引渡受託者を通じてフロン回収業者に依頼した場合 (受託者介在)



第一種特定製品廃棄等実施者

- ア. フロン回収を引渡受託者へ委託した場合は、委託確認書を交付した日から30日以内に引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)
- イ. 建物(建築物その他の工作物)の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付した日から90日以内に引取証明書の写しが届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)
- ウ. 引取証明書の写しの送付を受けたときは、フロン回収が終了したことを引取証明書の写しにより確認し、必要な事項(28ページの※15)が記載されていない引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書の写しの送付を受けたときは、都道府県知事へ委託確認書及び送付を受けた引取証明書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

第一種フロン類引渡受託者

- ア. 委託確認書の交付を受けてから、30日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届く期間を留意し、早めにフロン類の回収作業を依頼すること。
- イ. ア.と同様に、建物解体を伴う場合は、委託確認書の交付を受けた日から90日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届く期間を留意し、早めにフロン類の回収作業を依頼すること。

【ポイント】

●法19条の3に基づく「全部又は一部を解体する建設工事」には裾切りがないので、建設業者への一括発注等の場合は概ね90日となる。しかし、回収業者へ直接フロン回収を発注する場合や、機器の入れ替えの場合などは、建設工事を伴わないので、30日となるので注意が必要である。

●従来、建設・解体工事の一括発注がなされると、フロン類の回収まで長期にわたるケースもみられる。工事の初期段階で確実にフロン回収が行われるよう、計画的な対応が求められる。

また、回収業者へ直接発注されれば、フロン回収はほぼ確実に実施されることから、工事の発注段階で、建設工事の一括発注ではなく、フロン回収の直接発注が増加することが期待される。

	解体工事 無し	解体工事 有り
廃棄等実施者が回収依頼書を交付 (廃棄等実施者⇒回収業者)	30日	30日
廃棄等実施者が委託確認書を交付 (廃棄等実施者⇒引渡受託者⇒回収業者)	30日	90日

VIII . 第一種特定製品整備者の引渡義務等

〔法第十八条の二〕

第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

2 第一種フロン類回収業者(前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十四条第三項から第五項まで、第三十三条第一項及び第四項並びに第三十四条第二項において同じ。)は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

3 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロン類回収業者に第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収させた場合において、当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんされなかったものがあるときは、これを当該第一種フロン類回収業者に引き渡さなければならない。

4 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

第一種特定製品整備者

- ア. 第一種特定製品の整備時に、フロン類を回収する必要がある場合、「第一種特定製品整備者」が自ら「第一種フロン類回収業者」の登録を受けて、回収を行うか、もしくは「第一種フロン類回収業者」へ委託して、フロン回収を行わなければならない。
- イ. 整備者が自らフロン類を回収するときは、回収業者の登録を受けると共に、「フロン類の回収に関する基準」(省令第6条)に従わなければならない。(39～42頁参照)
- ウ. 整備者がフロン回収を回収業者に委託した場合、「回収したフロン類」のうち、当該機器に再充てんしたフロン類以外は、回収業者に引き渡さなければならない。

第一種フロン類回収業者

- ア. フロン類を回収するときは、「フロン類の回収に関する基準」(省令第6条)に従って行わなければならない。(39～42頁参照)
- イ. 整備者から委託されて回収したフロン類は、正当な理由^{※16}がある場合以外は、引き取らなければならない。

※16「正当な理由」とは、下記のような場合が考えられる。

- 引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合

【ポイント】

- 従来、機器の整備時(通常のメンテナンスや修理など)のフロン回収については、技術基準、運搬基準を定めるのみであったが、廃棄時と同様に都道府県知事の登録を受けた回収業者への引渡義務を課し、責任の明確化が図られている。(法第18条の2)
- 具体的な規定は廃棄時と同様である。

●整備業者も、フロン回収を行う場合には、第一種フロン類回収業者の登録が必要となる。(法第9条)

フロン回収とは、第一種特定製品からフロン類を抜き取ることをいう。

整備業者でフロン類の抜き取り行為を行う者は、通常第一種フロン類回収事業者の登録を受けていると考えられるが、登録を受けていない場合は、自ら登録を受けるか、抜き取りを行う際には登録を受けた回収事業者に委託して行わせる必要がある。

整備発注者(機器の所有者や使用者)が自ら整備を行う場合(大規模な冷凍倉庫や工場などが考えられる)も同様である。

●今回の法改正で義務付けられた行程管理制度は、機器の廃棄時に機器廃棄者と回収業者との間に引渡しを受託する第三者が介在することが多いという実態を踏まえ導入されたものであるが、機器の整備時については、整備者と回収業者が同一であることが一般的であるという実態を踏まえ、導入されていない。

●整備時に回収(抜き取り)を行う整備業者は、法施行後3ヶ月以内(平成19年12月31日まで)に登録を申請する必要がある。登録を受けるまでの期間は見なし回収事業者として、改正法の規定が適用される。(法附則第3条第3項、第4項)

●整備業者が機器整備を行うために第一種フロン類回収業者の登録を受けた場合、回収業者として機器廃棄時の引取義務も課されることとなる。整備業者の対象とする製品、事業範囲が限定的である場合には、登録の申請時、申請書備考欄にその旨記載する。(48頁参照)

●法第18条の2第3項は、廃棄時と同様に、整備発注者から回収業者への引渡義務を課したものであるが、整備・修理時特有の事情として、一旦冷媒を抜き取り、修理の後に再充てんする場合があります、この場合を引渡義務の対象外としている。

IX . 回収業者の責務、登録

1. 第一種フロン類回収業者の引取義務

〔法第二十条〕

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第2章 VII 4. 第一種フロン類回収業者の引取義務〔法第20条〕を参照(26頁)。

2. 第一種フロン類回収業者の引渡義務

〔法第二十一条第一項〕

第一種フロン類回収業者は、第十八条の二第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんしなかったものがあるとき、又は同条第四項若しくは第二十条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用(当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外)

〔省令第七条〕

法第二十一条第一項の主務省令で定める場合は、第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とする。

第一種フロン類回収業者

- ア. 第一種特定製品の廃棄等又は整備の際に、回収または引き取ったフロン類は、ア.
「自ら再利用^{※17}」又はイ.「省令で定める者^{※21}に引き渡す」又はウ.「フロン類破壊業者へ
引き渡し」をしなければならない。
- イ. ただし、第一種特定製品の整備の際に回収したフロン類を当該特定製品に再び充て
んしたものは除く。

※17「自ら再利用」とは、例えば、

- 回収業者が回収したフロン類を自ら冷媒その他製品の原材料(フッ素樹脂原料等)として使用する場合
- 冷媒その他製品の原材料(フッ素樹脂原料等)として利用する者^{※18}に譲渡(有償若しくは無償^{※19})する(譲渡し得る状態にする^{※20})場合等

※18「冷媒その他製品の原材料として利用する者」とは、

- 冷凍空調機器等に充てんする設備工事業者
- フッ素樹脂に加工するメーカー
- 簡易再生フロンをサービス缶に詰めて売却する者
- 蒸留精製してフロン類を売却する者等

※19「有償若しくは無償で」とは、

○回収業者が金銭等を支払って引き取ってもらう場合は認められない。(引取者に不法放出の動機を与えないため)

※20「譲渡し得る状態にする」とは、

○譲渡する前に一定の限度において保管することを認めるもの

※21「省令で定めるもの」とは(省令第7条)

○第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認めた者である。

都道府県知事が認めていることが何らかの形で明示されていることが必要であり、条令や要綱などにより、認定の基準を定めているところもある。

○例えば、フロン回収等推進協議会等が設置する中間収集センターや、業務用冷凍空調機器の関係業界が設置する回収冷媒管理センター等が考えられる。これらセンターにおいて、回収業者から再利用できるフロン類は有償で引き取り再利用に回し、再利用できないフロン類は逆有償で引き取って破壊業者に回す場合がある。

○このような逆有償を伴うような形態は、信頼のおける者に限定しないと不法放出が行われるおそれがあるため、これらのセンター等に限定する趣旨で、都道府県知事が認める場合に限るとしている。

○なお、第一種フロン類回収業者が都道府県知事が認める者以外にフロン類を引き渡した場合(フロン類を再利用する場合、フロン類破壊業者に引き渡す場合及び、回収業者の委託を受けてフロン類の運搬を行う場合を除く)には、引渡義務違反となり、都道府県知事による指導、助言等の対象となる。

3. 第一種フロン類回収業者の記録

〔法第二十二條第一項〕

第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。第三項において同じ。)、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六條第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

〔省令第九條〕

法第二十二條第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る第一種特定製品の整備の発注者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の量(第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。)
 - 二 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量
 - 三 フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用した年月日及びその量又は冷媒その他製品の原材料として利用する者にフロン類を有償若しくは無償で譲渡した年月日、その相手方の氏名若しくは名称及び譲渡したフロン類の量
 - 四 フロン類を第七條に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量
- 2 第一種フロン類回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の回収、再利用又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から五年間保存しなければならない。

〔省令第十條〕

前條第二項に規定する記録は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(1)記録の内容

第一種フロン類回収業者の記録する内容は、次のとおり。

フロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)ごとに、

- ① 第一種特定製品の整備時又は廃棄等が行われる場合、回収を行ったときごとに、回収した年月日、整備又は廃棄等の区別、整備の発注者及び整備者又は廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の種類及び台数、回収量(ただし、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量は除く)。
- ② フロン類破壊業者に引き渡したときごとに、引き渡した年月日、破壊業者の氏名又は名称、引き渡した量。
- ③ 自ら再利用したときごとに、年月日、再利用量。再利用する者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡した量。
- ④ 引渡し先の例外(【※21「省令で定めるものとは」】(35頁参照))として都道府県知事が認めた者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡した量。

なお、記録する内容のうち「フロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分のみならず、冷媒番号(R12、R134a等)を付記しても構わない(例：

CFC（R12））。また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本商品分類名等の細かい分類（例えば、除湿器、ショーケース等）を付記しても構わない（例：エアコンディショナー（除湿器）、冷凍・冷蔵機器（ショーケース））。

ただし、都道府県知事への報告（44頁参照）に際しては、登録申請の区分に従い報告しなければならない。

(2)記録方法

第一種フロン類回収業者の記録は、帳簿を備え、これを5年間保存することが必要となる。

帳簿の様式については法令で定められたものはない。(1)の項目が含まれていれば良いが、参考として帳簿の例を91、92頁に示す。

帳簿（記録）は電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができる。電磁的方法による保存をする場合に、情報システムの安全対策等について確保するよう努めなければならない基準が告示で定められている。（平成17年経済産業省 環境省 告示第2号）

帳簿のかわりに伝票を活用してもよいと考えられる。

なお、回収量の報告は登録を受けた都道府県ごとに報告を行う必要があるため、帳簿の段階で回収した場所等の記録を都道府県ごとに分けておくことが望ましい。

【ポイント】

●従来より、回収業者は、帳簿の記載、回収量等の都道府県知事への報告等が義務付けられている。

今回の法改正により、整備時にフロン回収を行う場合についても、これらの義務が追加された。（法第22条第1項、第3項）

●また、廃棄等実施者その他の関係者が回収業者の記録の閲覧を求めることができる旨の規定が新設された。この規定により、廃棄者等の関係者は、行程管理制度と合わせて、自身の第一種特定製品のフロン類がどのように回収されたか確認することが可能である。

（法第22条第2項）

●整備時の記録は、従来の廃棄時とは別に記録する必要がある。都道府県知事への報告についても同様である。なお、破壊業者の段階では、整備時と廃棄時の分けることに意味がないため別々に記録・報告する必要はない。なお、再資源化に伴うフロン回収については、従来の廃棄時と同様の扱いとなるので、「廃棄等」の欄に廃棄に伴うフロン回収とあわせて、回収量等を記録・報告することになる。

●今回の改正により、第一種特定製品の種類が変更されたことに伴い、記録、報告等に関する内容が平成19年10月1日から変更となる。54頁の第一種特定製品の種類(50kg)の改正についてを参照されたい。

4. フロン類の運搬に関する基準

(1) フロン類の運搬に関する基準

【法第二十一条第二項】

2 第一種フロン類回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

【省令第八条】

法第二十一条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充てん(回収したフロン類を充てんする容器(以下「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

フロン回収・破壊法では、回収したフロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を省令で定めている。当該運搬基準は回収業者だけでなく、委託を受けて運搬を行う者(一般運送業者など)にも適用される。

- ① 省令第8条第1号に掲げる「移充てん」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることである。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充てんを行ってはならないとの意味である。例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充てんなどは、これに該当しない。
- ② 省令第8条第2号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して基準が定められている。

(2) 高圧ガス保安法上の規制

フロン類のうち、高圧ガスに該当するものについては、「高圧ガス保安法」上の基準を遵守しなければならない。以下、フロン回収等に関係する高圧ガス保安法上の基準の概略を示すが、遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照されたい(項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称)。

① 運搬時における基準(移動の基準)(高圧ガス保安法第23条)

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と称している。回収したフロン類が充てんされている容器を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受ける。

② 移充てんする場合の基準(高圧ガスの製造の基準)(高圧ガス保安法第5条)

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称している。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合(移充てんする場合)は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となる。

③ 保管する場合の基準(貯蔵の基準)(高圧ガス保安法第15条)

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となる。

5. フロン類の回収に関する基準

〔法第十八条の二第二項〕

2 第一種フロン類回収業者(前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三条、第二十四条第三項から第五項まで、第三十三条第一項及び第四項並びに第三十四条第二項において同じ。)は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

〔法第二十条第二項〕

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

〔省令第六条〕〔法第二十条第二項〕の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第十八条の二第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表第1

フロン類の圧力区分	圧力
低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの)	0.03 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充てん量が2kg未満のもの)	0.1 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充てん量が2kg以上のもの)	0.09 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上のもの)	0.1 MPa

第一種特定製品からフロン類を回収する場合には、省令で定められている回収基準に従って、フロン類を回収しなければならない。具体的には、第一種特定製品に充てんされているフロン類の圧力、充てん量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるまで吸引することが必要となる。

また、回収の実効をあげるために、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められている。

(1)圧力の換算

省令別表第1に記載されている圧力値は、絶対圧力をS I単位で示したものである。絶対圧力とゲージ圧力との対応について表1に示した。

表1 絶対圧力とゲージ圧力の対応について

	単位	省令で扱っている圧力値				
		2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI単位(絶対圧力)	MPa	2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI単位(ゲージ圧力)	MPa	1.9	0.2	0	-0.01	-0.07
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/Cm ²	19	2	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg			0	-100	-500

(2)冷媒の圧力区分(参考としてゲージ圧力を()内に付記)

省令における回収基準ではフロン類の圧力により、①低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)、②高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)以上2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)未満)、③高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)以上)の3区分に分類されている。表2に省令のフロン類の圧力区分に該当する主要な冷媒フロンの種類を示した。

表2 フロン類の圧力区分と該当する主要な冷媒の対比

フロン類の圧力区分	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
低圧ガス	R11,R113	R123	
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3~2MPa未満)	R12,R114, R115,R500,R502	R22	R134a,R32,R407C,R407E, R410A,R507A, R404A
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上)	R13,R503		R23

①低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)

低圧ガスは、高圧ガス保安法の適用を受けない。また、低圧ガスは、低圧型遠心冷凍機にしか使用されていない。低圧ガスは沸点が高く常温で液体状態であること、及び、低圧型遠心冷凍機におけるフロン類の充てん量が100kg~数トンと極めて大きいため、回収に当たっては専門の技術を要する。

②高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)以上2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)未満)

高圧ガス保安法の適用を受けるフロン類で、最も一般的に使われている。高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン類の回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

③高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)以上)

温度が極めて低い特殊冷凍機器に用いられるフロン類である。高圧ガス保安法の適用を受ける。対応する冷凍機は、比較的小型で、回収の対象となるフロン類の量は少ない。

高圧ガス保安法上、高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン回収を行う場合は、法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

(3)フロン類回収の基本手順と確認事項

①低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)の回収

ア. 回収機の準備

省令で冷媒回収口における所定の圧力が0.03MPa(-500mmHg)とされていること及び、回収能力の大きな装置が求められることから、これに合った特殊な回収機を用意する必要がある。

イ. 回収手順と注意事項

機器停止時には、フロン類は主として蒸発器に液体として存在することから、機内を冷媒等で0.02MPa程度加圧して液体の状態での回収する。同時に冷凍機油も抜き取るようにする。

液回収後に、回収機を接続して、所定の吸引圧力以下になるまで残存ガスの回収を行う。通常は、1～2日間回収作業を続ける場合が多いと考えられる。内部ガス温度と吸引圧力によって残ガス量が決まるが、現状の技術レベルを考慮して、通常の外気温度下で最大90%以上の回収効率を確保できることを目安にして、省令では所定の圧力は、0.03MPaに規定されている。

大型機器でフロン類の充てん量が多いことを考慮すると、残存量を極力少なくするためには更に低い圧力まで吸引するほうがよい。

所定圧力以下まで吸引した後、回収機を停止して、回収機側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。「一定時間が経過した後」に、所定の圧力以下に保持されていることを確認（この場合、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収を行う。）して、回収作業を終了する。

液体フロンと冷凍機油の回収後に、気体フロンを回収した場合は、30分程度の時間を置けば十分であると考えられる。

②高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3～2MPa(ゲージ圧力0.2～1.9MPa)未満)の回収 ア. 回収機の準備

現在、市場に流通している多くの回収機は、この区分のフロン類を回収するために開発されている。実作業上は、次の2点について配慮する必要がある。

○回収できる冷媒の種類

回収機は高圧ガス保安法に基づく技術基準に従って製造されていることが必要となる。各回収機は、高圧ガス保安法に基づいて、回収できる冷媒の種類をR番号で指定している。

従って、使用する回収機が使える冷媒の種類をR番号で確認する必要がある。

○吸引圧力

省令によってフロン類の充てん量に応じて定められた圧力以下になるまで吸引を行うことになる。従って、使用する回収機が省令で定められた圧力以下まで吸引できることを予め確認する必要がある。

イ. 回収手順と注意事項

○回収しようとしている機器に充てんされている冷媒の種類及び充てん量を調査する。

○複雑な冷媒回路を有するシステムにおいては、吸引不可能な密閉空間を形成する場合がありますので、必要に応じて複数箇所から吸引する。

○冷凍機の運転が可能な場合は、予め暖機運転やポンプダウンを行うと、より確実な回収ができる。

○凝縮器等の冷却水は、予め抜き取る。

○回収機を稼働させて、所定の圧力以下まで吸引する。

○回収機を停止して、回収機側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。

○一定の時間経過後に、所定の圧力を超えて圧力が上昇していたら再度回収作業を行う。

○所定の圧力以下に保持されていた場合は回収作業を終了する。

○省令で定める「一定時間が経過した後」については、以下を参考に適切な時間が必要である。

所定の圧力まで吸引した後に圧力が上昇するのは、冷凍機油に溶解しているフロン類が外部からの浸入熱によって蒸発することや残存空間から狭い通路を通して吸引空間にフロン類が移動することが原因である。従って、残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合、外気温度が低い場合、フロン類の充てん量と回収機の能力の比が小さく、見掛け上短時間に吸引できる場合、2箇所からの吸引が不可能で1箇所から吸引している場合等においては、時間を長く取る必要がある。

フロン類の充てん量が2kg未満の場合は、一般的に10分程度の時間で良いと考えられるが、上記の条件に応じて保持時間を増減する必要がある。

なお、充てん量が2kg以上の場合は、さらに長い時間が必要となる。

③ 高圧ガス(常用の温度での圧力が 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa)以上)の回収

ア. 回収機の準備

沸点が極めて低く、常温時のガス圧力が高くなるため、回収機及び回収容器は、特別の耐圧特性を有するものが必要となる。

イ. 回収手順と注意事項

基本的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3~2MPa未満)の場合と同様である。

「一定時間が経過した後」については、一般的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3~2MPa(ゲージ圧力 0.2~1.9MPa)未満)の場合に比べて短時間で良いと考えられる。

(4) 十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。

なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

ア. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者

イ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)

ウ. 冷凍空気調和機器施工技能士

エ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

オ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

カ. 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)

キ. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))

ク. 自動車電気装置整備士(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

6. 回収量等の記録の閲覧

〔法第二十二條第二項〕

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第一種フロン類回収業者

- ア. 廃棄等実施者や引渡受託者、つまり、委託確認書または再委託確認書に記載されている関係者又は整備の発注者や整備者から、回収業者に対し、回収業者がフロン回収・破壊法に基づく記録・保存(法第22条第1項、省令第9条)をしている回収量や処理量、処理委託先等の情報や内容を閲覧したいとの申し出があれば、正当な理由^{※22}がない場合、これら関係者に記録を開示しなければならない。
- イ. 回収業者には委託確認書の保存義務はないが、法では引渡受託者による閲覧を認めており、当該関係者と特定できない場合も考えられるため、委託確認書の保存や引渡受託者の氏名又は名称等の記録をしておくことが望ましい。

※22「正当な理由」とは以下のような場合(例)が考えられる

- ①記録の保存期間が既に経過している場合
- ②地震、水害、火災などにより、記録が消滅してしまった場合
- ③閲覧を申し出た引渡受託者が、引渡受託者であることの特定ができなかった場合
- ④営業時間外や閲覧することによって、業務に多大な支障が生じる場合
- ⑤閲覧を申し出た者が当該関係者である証を示さなかった場合

第一種特定製品の整備の発注者

第一種特定製品整備者

第一種特定製品廃棄等実施者

第一種フロン類引渡受託者

- ア. 自らの回収に係る記録について、いつでも回収業者に対し、閲覧を求めることができる。
- イ. ただし、閲覧希望及びその内容を出来るだけ事前に回収業者に伝え、閲覧することで回収業者の業務に支障を来さないよう配慮することが望ましい。(例えば、整備時の伝票の控えや委託確認書の写しを事前に提示する等。)
- ウ. 回収業者の求めに応じて、閲覧を求めている内容の関係者であることを証する必要がある。
- エ. 本規定により開示する内容は、本法に基づき記録、保存の義務が課されている内容である。これら以外の情報が保存書面に記されている場合は、個人情報等に留意しマスクングなどによって覆うことにより対応することが考えられる。

7. 都道府県への報告

〔法第二十二條第三項〕

3 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六條第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

〔省令第十一條〕

法第二十二條第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度(年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の量(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。)

二 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の量

三 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量

四 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において自ら再利用したフロン類の量

五 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第七條に規定する場合において引き渡したフロン類の量

六 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の量式第三による報告書はその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第三による報告書とその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(1)報告義務

年度末時点で登録を受けている回収業者は、省令で規定する様式第3(88、89頁参照)により作成した報告書に必要事項を記載した上で、当該年度終了後45日以内(5月15日まで)に都道府県に提出しなければならない。

年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

報告は、回収業者の登録単位で、登録を受けた都道府県ごとに整備又は廃棄等の別に行うことになる。この場合、登録した都道府県内での区域(回収した場所)に関する回収量等が対象となり、これを報告することになる。例えば、〇〇県で回収した回収量等は〇〇県へ、▲▲県で回収した回収量等は▲▲県へ、それぞれ報告することになる。

なお、回収量等の実績が無い場合であっても、報告する必要がある。

(2)報告内容

報告書に記載する内容は次のとおり。

フロン類の種類ごと、整備・廃棄等の別ごとに、

①回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収量

②年度当初の保管量

③フロン類破壊業者に引き渡した量

④自ら再利用した量

⑤引渡し先の例外(【※21「省令で定めるものとは」】(35頁参照))として省令第7条に

基づき、都道府県が認めた者に引き渡した量
⑥年度末の保管量

今回の改正により、第一種特定製品の種類が変更されたことに伴い、記録、報告等に関する内容が平成19年10月1日から変更となる。54頁「第一種特定製品の種類（50kg）の改正について」を参照されたい。

8. 主務大臣への通知

〔法第二十二條第四項〕

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

〔省令第十二條〕

法第二十二條第四項の規定により、都道府県知事は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、年度終了後四月以内に、様式第四による通知書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(1)通知義務

各都道府県は、回収業者からの報告を集計し、省令に規定する様式第4（69，70頁参照）により作成した通知書に必要事項を記載した上で、年度終了後4ヶ月以内に環境大臣又は経済産業大臣のいずれかに2通提出しなければならない。

(2)通知内容

通知書に記載する内容は次のとおり。

フロン類の種類ごと、整備・廃棄等の別ごとに、

- ①回収した第一種特定製品の台数
- ②回収量
- ③年度当初の保管量
- ④フロン類破壊業者に引き渡された量
- ⑤再利用等された量（「自ら再利用した量（再利用する者に引き渡した量を含む）」と「引渡し先の例外（【※21「省令で定めるものとは」】（35頁参照））として都道府県が認めた者に引き渡した量」との合計量）
- ⑥年度末の保管量

9. 第一種フロン類回収業者の登録

〔法第九条〕

第一種フロン類回収業(第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類
- 四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
- 五 その他主務省令で定める事項

〔省令第二条〕

法第九条第二項(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン類回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、第一種フロン類回収の業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が外国人である場合においては、外国人登録証明書の写し
- 二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
- 三 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
- 四 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- 五 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第十一条第一項各号に該当しないことを説明する書類

2 法第九条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業所ごとのフロン類回収設備の数
- 二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充てん量が五十キログラム以上の第一種特定製品の回収を行う場合にはその旨

3 都道府県知事は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第五項若しくは第三十条の八第一項の規定により、第一項の申請をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、第一項の申請をしようとする者が個人(外国人を除く。)である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(1)第一種フロン類回収業者の登録を必要とする者

第一種特定製品の廃棄等が行われる場合に、第一種特定製品から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする者、及び第一種特定製品の整備の際、フロン類の回収を行う者は、その業を行おうとしている区域を管轄している都道府県の登録を受けなければならない。

また、第一種特定製品を廃棄等を行おうとする際、廃棄者自らそのフロン類の回収を行う場合、及び第一種特定製品を整備する際、整備者自らそのフロン類の回収を行う場合には登録が必要となる。

なお、登録を受けないでフロン回収を業として行った者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課される。

(2)第一種フロン類回収業の登録先

回収業務を行う区域とは、都道府県単位を指し、その区域の事業所の所在の有無にかかわらず、当該区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要となる。

例えば、〇〇県の業者が、〇〇県以外に▲▲県でも回収を行う場合には、〇〇県と▲▲県の両方に登録が必要となる。

(3)登録申請

①登録申請

- ア. 登録申請の際の申請書は、省令様式第1に従って作成することになる(62、63頁参照)。また、同一区域内において、フロン類の回収を行う事業所が複数有り、これを一括して申請する場合には、複数事業所の一括申請書の記入要領による方法によって行うことになる(73頁参照)。
- イ. 申請先及び申請方法については、都道府県の担当課(71頁参照)に相談する。
- ウ. 登録申請手数料は、都道府県によって異なることから担当課への確認が必要となる。

②主務省令で定める添付書類

ア. 本人を確認できる書類

- 個人の場合で、都道府県知事が住民基本台帳法に規定する本人確認情報を利用することができる場合は、当該書類は不要。ただし、これを利用できない場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票等の写しが必要。
- 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書。
- 外国人の場合は、外国人登録証明書の写し。

イ. フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

- 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。
- 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

ウ. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- 申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要となる。

○フロン類の回収設備の種類

- ・CFC用
- ・HCFC用
- ・HFC用
- ・CFC・HCFC兼用
- ・CFC・HFC兼用
- ・HCFC・HFC兼用
- ・CFC・HCFC・HFC兼用

○回収設備の能力

- ・200g/min 未満
- ・200g/min 以上

○現在使用されているフロン類の回収設備について、その種類及び能力の一覧を示す。(78～86頁参照)登録申請の際に必要な「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成(又は確認)する場合に参考のこと。なお、一覧表における回収能力については、冷媒回収推進・技術センター(RRC)規格「冷媒回収装置回収能力試験基準」に基づいたもので、この一覧表にない回収設備については、申請の際にRRC規格を参照するなどして、回収能力を確認した書類を添付すること。

・RRC規格の詳細等については、以下の連絡先に照会すること。

冷媒回収推進・技術センター

((社)日本冷凍空調設備工業連合会内)

電話番号:03-3435-9411 http://www.rrc-net.jp/008/index_03.html

エ. 申請者等が法に定める欠格要件(※)に該当しないことを説明する書面

○申請者等が法第11条第1項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面(87頁参照)を添付すること。

(※)欠格要件

○成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

○法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しないもの。

○登録を取り消され2年を経過しないもの など。

③備考欄について

ア. 申請書の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン類の回収に立ち会う十分な知見を有する者(42頁参照)の氏名等を記載する。

イ. 都道府県の判断により十分な知見を有する者の氏名の記載を依頼される場合がある。

ウ. 申請に係る事業者が回収予定の製品、事業範囲が限定される場合(例えば自動販売機や車載型の冷凍機器のみを扱う場合、工場、冷凍倉庫等で自社所有の機器のみを対象とする場合など)には、その内容を記載する。

④その他(参考として添付してもよい資料)

ア. 申請書備考欄に記載した事項等について、都道府県が自らの判断で、申請書に参考として以下のような資料の添付を依頼することがある。

○フロン類の回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン回収に立ち会う十分な知見を有する者が有する資格に関する資料

○フロン類の回収業務の経験に関する資料

10. 登録の基準

〔法第十一条〕

都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定(引取業者(使用済自動車再資源化法第二條第十一項に規定する引取業者をいう。以下同じ。)、第二種フロン類回収業者(同条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。以下同じ。))又は自動車製造業者等(同条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。)に係るものに限る。第二十六条第二号ロにおいて同じ。)又はこれらの規定に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

四 第九条第一項の登録を受けた者(以下「第一種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

〔省令第三条〕

法第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充てん量が五十キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に二百グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

以下の要件を満たす事業者について登録が行われる【フロン類回収業者登録通知書】(90頁参照)。

ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか、記載が欠けているとき又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否される。

ア. 申請に係る事業所ごとに、記載されたフロン類回収設備が使用できること。

イ. フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。

ウ. フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が1分間に200g以上のフロン類を回収できる能力を有すること(複数の回収設備の能力の合計でも良い)。

11. 申請後の手続等

〔法第十条〕

都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

〔法第十四条〕

都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(1)都道府県による登録の実施

①第一種フロン類回収業者登録簿への登録について

ア. 都道府県は、登録申請に基づいて、登録を行う際には、第一種フロン類回収業者登録簿に以下の項目を記載する。

イ. 第一種フロン類回収業者登録簿は、特に様式は定められていないが、一般の方が閲覧できる状態にしておくことが必要となる。また、多くの都道府県がホームページで公表している。(法第14条)

〈法第十条による必須項目〉

- 登録番号
- 登録年月日
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 業務対象の第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

〈記載した方がよい項目〉

- 有効期限満了年月日

②申請者への通知について【フロン類回収業者登録通知書】(90頁参照)

ア. 都道府県は、第一種フロン類回収業者登録簿に登録した後、申請者に登録した旨を通知する。

イ. 登録の更新あるいは、変更の届出があった場合にも、登録申請時と同様に、第一種フロン類回収業者登録簿に必要事項を記載し、その旨を申請者に通知する。

ウ. なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知する。

(2)登録の更新

〔法第十二条〕

第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

①有効期間

ア. 第一種フロン類回収業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければならない。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失う。

②更新の申請書

ア. 更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様である。

③更新後の有効期間

- ア. 登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間である。
- イ. なお、登録の有効期間の満了日まで、都道府県へ更新の申請が行われていれば、
- ウ. 更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えたしまった場合でも、都道府県による登録(あるいは、登録の拒否)の手続きが完了するまでは、前の登録は有効である。この場合、新たな登録の有効期間は、前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年となる。

(3)登録の変更届出

〔法第十三条〕

第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があったときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

〔省令第四条〕

法第十三条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第九条第二項第四号に規定するフロン類回収設備の能力又は第二条第二項第一号に掲げる事項の変更であって、法第九条第二項第三号及び第二条第二項第二号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

〔省令第五条〕

法第十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 第一種フロン類回収業者が外国人であり、かつ、法第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 外国人登録証明書の写し

二 第一種フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 登記事項証明書

三 法第九条第二項第三号から第五号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があったとき 第二条第一項第三号及び第四号に掲げる書類

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の七第五項若しくは第三十条の八第一項の規定により、前項の届出をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人(外国人を除く。)である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

①変更の届出が必要な場合

第一種フロン類回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、変更届出省令様式第2(66頁参照)が必要となる。

ア. 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

イ. 事業所の名称及び所在地

ウ. その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

登録申請した「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」に係る変更。

エ. 回収の用に供する設備の種類

登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更。例えば、申請時に「CFC用」1台、「HCFC用」1台を所有していたが、「CFC・HCFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は対象。しかし、「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は、対象ではない。

②届出の期限

変更があった日から30日以内に、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた都道府県に届け出なければならない。

ア. ①のア. に係る変更届出の場合の添付資料

○住民票等の写し又は登記事項証明書

(注)住民票等の写しについては、第2章 IX 9. (3)、②、アの本人を確認できる書類と同様。

イ. ①のウ. 及びエ. に係る変更届出の場合の添付資料

○フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(4)廃業等の届出

【法第十五条】

第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあっては、当該廃止した第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業を廃止した場合 第一種フロン類回収業者であった個人又は第一種フロン類回収業者であった法人を代表する役員

2 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。

法人が合併により消滅した場合やフロン類回収業を廃止した場合、該当するに至った日から30日以内に、登録を受けた都道府県に届け出なければならない。

なお、届け出る際には、該当するに至った日までの回収量等についても、当該年度の報告【様式第3】(67、68頁参照)として併せて提出すべきである。

(5)都道府県による登録の抹消

【法第十六条】

都道府県知事は、第十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。

5年ごとの更新を受けなかった場合や回収業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失う。その際には、都道府県は第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。

(6)都道府県による登録の取消し等

【法第十七条】

都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。
 - 二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - 三 第十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

都道府県は、第一種フロン類回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができる。処分を行ったときは、その理由を示して、申請者に通知しなければならない。

- 不正の手段により、第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。
- 回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。
- 登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- この法律に基づく処分等に違反したとき。

12. 第一種特定製品の種類(50kg)の改正について

〔法第二条第二項〕

この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

- 一 エアコンディショナー
- 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

〔省令第一条第二項〕

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

- 一 エアコンディショナー
- 二 冷蔵機器及び冷凍機器

第一種フロン類回収業者

- ア. 今回の改正により、第一種特定製品の種類は、従来の「フロン類の充てん量が50キログラム以上の第一種特定製品」を削除し、「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の2種類となった。併せて各種届出、報告様式についての改正を行っている。（様式第1（法第2条関係）（第一種フロン類回収業者登録／登録の更新申請書）、様式第3（法第11条関係）（第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書））
- イ. 回収業者のフロン回収量の記録・報告は、改正法施行（平成19年10月）以降、2種類の区分により報告することとなる。具体的には、回収業者に義務づけられている「引き取ったフロン類」の「記録・保存」（法第22条第1項、省令第9条）及び「都道府県知事への報告」（法第22条第3項、省令第11条）については、改正法が施行される平成19年10月1日から、特定製品の種類は3種類から2種類となる。（様式第3）（法第11条関係）（第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書）
- ウ. 従って、平成19年9月30日までに引き取ったフロン類は、第一種特定製品の種類は3種類で記録・保存し、平成19年10月1日以降に引き取ったフロン類は、第一種特定製品の種類は2種類で記録・保存することになる。記録・保存の帳簿の様式については、第3章 XIII 6. に参考様式を掲載しているので、参照されたい。
- エ. また、整備時に引き取ったフロン類は、平成19年10月1日以降に引き取ったフロン類より「記録保存・報告」を実施する。（様式第3にて、廃棄時と同時に報告）（整備時の回収については32、33頁参照）
- オ. これらの変更に伴い、平成19年度のフロン類回収量の都道府県知事への報告は、原則として、平成19年9月30日までに引き取った量は、法改正前の様式第3（第一種特定製品の種類が3種類、廃棄時のみ）で報告し、平成19年10月1日以降に引き取った量は、法改正後の様式第3（第一種特定製品の種類が2種類、整備時・廃棄時の2区分）で報告する。
- カ. 平成20年度以降の都道府県知事への報告については、全て改正後の様式にて報告する。

注) 第一種フロン類回収業者登録については、省令を一部改正（申請書様式も一部改正）しているが、記載する「回収の対象とする第一種特定製品の種類」については、今までどおり3種類である。

X . 特定製品の表示(第一種特定製品の表示に関する考え方)

(表示)

[法第三十九条]

特定製品の製造等(製造する行為(他の者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この条において同じ。))の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。))を受けて行うものを除く。)、輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。))又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。)を業として行う者は、当該特定製品を販売する時まで、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- 二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第一種特定製品である場合にあっては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を取引業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の回収が必要であること。
- 三 当該フロン類の種類及び数量

平成14年4月1日以降に出荷又は引き渡す第一種特定製品について、機器製造業者、機器設置業者や輸入業者は、次のような表示を行わなければならない。

このような表示を行う主な目的は、①機器の所有者(廃棄者)に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発するため、②回収業者に対して、フロン類の種類や充てん量を情報として与え、より適切な回収を行ってもらうためである。

1. 表示を行う者

- ①機器製造工場でフロン類を充てんする第一種特定製品については、当該機器製造業者が表示を行う。
- ②第一種特定製品を輸入する場合は、当該輸入業者が表示を行う。
- ③第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の充てんを行う場合は、充てんを行う者が表示を行う。
- ④①又は②の場合で、第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の調整(追加充てん)を行う場合は、機器製造業者又は輸入業者に加え、当該調整を行う者が表示を行う。

2. 表示事項

以下の事項について、表示を行う。

- ①当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
 - ・「フロン類大気放出禁止」等の記載でも構わない。
- ②当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。
 - ・「廃棄時フロン類要回収」等の記載でも構わない。
- ③当該フロン類の種類及び数量。
 - ・原則として、充てんされているフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)と冷媒番号を併せて記載しなければならない(例:HCFC R22)。

3. 表示方法

- 表示は、第一種特定製品の所有者(廃棄者)及び回収業者の双方が視認できることが必要となる。
- 第一種特定製品自身には、適正に視認できる箇所がなく、機器に接続された周辺の箱体等に表示せざるを得ない場合があることにも配慮する。
- 表示事項は、容易に消滅しない方法で表示を行わなければならない。
- 既に表示がなされている業務用冷凍空調機器の改造を行い、その結果、表示内容(フ

ロン類の種類、充てん数量)に変更を生じた場合、改造した者は再表示を行うことが望ましい。

4. 表示のイメージ

法で定める表示すべき事項を踏まえ、第一種特定製品の場合、例えば次のような表示事例が考えられる。

例 1

フロン回収・破壊法 第一種特定製品			
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。			
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。			
③冷媒の種類及び数量			
種類	冷媒番号	出荷時数量(kg)	設置時数量(kg)
HFC	R		
HCFC			

※設置場所で冷媒の充てんを行う場合で、製品銘板や設置サービス要領図にフロン類の種類及び数量の記入場所が無いときの表示である。
 設置時に充てんした事業者は、フロン類の種類及び数量を記入しなければならない。また、フロン類の充てんを行った事業者名の表示をすることを推奨する。

例 2

フロン回収・破壊法 第一種特定製品		
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。		
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。		
③冷媒の種類及び数量		
種類	冷媒番号	数量(kg)
HCFC	R22	

※業務用冷凍空調機器に工場等でフロン類を充てんする者が表示する場合である。

例 3

フロン回収・破壊法 第一種特定製品
この製品には冷媒として、※〇〇〇〇が使われている。
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられている。
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となる。
③フロン類の種類及び数量は、製品銘板あるいは設置サービス要領図に記載されている。

※業務用冷凍空調機器に工場等でフロン類を充てんする者が表示する場合で、フロン類の種類及び数量について、高圧ガス保安法、JIS規格、業界規格等に基づいて、製品銘板や設置サービス要領図に表示する場合の表示である。

なお、〇〇〇〇には、「CFC」「HCFC」又は「HFC」のいずれかが入る。

例 4

フロン回収・破壊法 第一種特定製品 (冷凍・冷蔵機器)		
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。		
②この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要となります。		
③冷媒の種類及び数量		
種 類	冷媒番号	数量(kg)
HFC	R	
HCFC		

※製品銘板や設置サービス要領図にフロン類の種類及び数量の無いときで、例えば、冷凍冷蔵車の架装部分や大型・小型特殊自動車に搭載されているエアコンディショナーなどに表示をする場合である。

また、冷凍冷蔵車を例にとると、第一種特定製品(架装部分)と運転席のエアコンが混在しているため、これらを区別するため、架装部分については、表示事項の「第一種特定製品」の次に「(冷凍・冷蔵機器)」という文字を追記して表示することが適当である。

XI．第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

[法第四十条]

第二種特定製品が搭載されている自動車(使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。)の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

1. 自動車リサイクル法との適用関係

①カーエアコンについては、フロン回収・破壊法制定当時は「第二種特定製品」として、同法に基づきフロン回収が行われていた。

平成17年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が施行され、現在では基本的にはカーエアコンに関するフロン回収は、自動車リサイクル法に基づき実施されている。

②自動車リサイクル法施行前に、フロン回収・破壊法に基づき第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車に関するフロン回収については、引き続き自動車リサイクル法施行に伴う改正前のフロン回収・破壊法に基づき回収が行われる必要がある。

③フロン回収・破壊法に基づく第二種特定製品引取業者の登録、第二種フロン類回収業者の登録については、登録から5年ごとに更新を受けなければその効力を失うこととされている。このため、第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車でフロン回収を行っていないものがある場合は、登録の更新が必要となるが、速やかにフロン回収を行い、保有する第二種特定製品に関する処理を済ませることが必要である。

2. 第二種特定製品(カーエアコン)整備時の回収、運搬に関する技術基準

また、自動車リサイクル法は、使用済み自動車に関するフロン回収を規定していることから、フロン回収・破壊法では、第二種特定製品(カーエアコン)の整備の際にフロン回収を行う場合、回収したフロン類の運搬をする場合についての技術的な基準を設けている。(法第40条、省令第8条、第二種特定製品回収運搬基準告示)

3. 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き について

第二種特定製品(カーエアコン)に関しては、本書とは別に「フロン回収・破壊法 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き」を作成しているので、参照されたい。

XII . 他法令との関係と留意事項

1. 自動車リサイクル法

カーエアコン、冷凍車・冷蔵車のキャビン部分のエアコン、バスのエアコン等は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が平成17年1月に施行され、フロン回収・破壊法から自動車リサイクル法に移行し、フロン回収が行われている。

自動車リサイクル法移行以前に引き取った使用済自動車に充てんされているフロン類については、引き続き、フロン回収・破壊法の規定が適用される。

冷凍車・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットはフロン回収・破壊法が適用される業務用冷凍空調機器であり、第一種フロン類回収業者によるフロン回収が必要となる。

また、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊、小型特殊、被牽引車等については、乗員の空調設備（カーエアコン）についても、第一種特定製品であり、フロン回収・破壊法に基づくフロン回収が必要となる。

2. 家電リサイクル法

一般家庭用のエアコン、冷蔵庫については、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の適用を受け、フロン回収が行われている。

フロン回収・破壊法の対象となる業務用冷凍空調機器は、業務用（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）のものをいう。業務用冷凍空調機器は一般家庭などで利用されることもあり、また、オフィスビル等で家庭用のエアコンや冷蔵庫が使用される場合もあり、それぞれ適用される法令が異なることに留意する必要がある。

3. 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）では、法第10条で、解体工事に着手する7日前までに都道府県知事へ届け出る事前届出制度が規定されている。このような届出を行う工事の場合は、フロン回収・破壊法上の第一種特定製品が設置されていることが想定されるので、フロン類の回収が適切に行われるよう留意する必要がある。

また法第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。今般の改正フロン回収・破壊法においても法第19条の2に基づく第一種特定製品の設置の有無の確認と類似の規定が設けられている。両規定は独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的と考えられる。（15、16頁参照）

また、上記の建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、所定の規模以上（建築リサイクル法第9条及び同法施行令第2条 建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上）のものが対象とされているが、フロン回収・破壊法においては規模の如何にかかわらず、諸規定が適用されるので留意する必要がある。

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)

第一種特定製品は、フロン回収についてはフロン回収・破壊法の適用を受け、機器

そのものの廃棄については、廃掃法の適用を受け、これに従う必要がある。

廃掃法においては、既にマニフェスト制度（産業廃棄物管理票）の規定があり、施行されている。廃掃法に基づくマニフェストをフロン回収・破壊法に基づく行程管理制度に活用することについては、フロン回収・破壊法諸規定を充足し、かつ、産業廃棄物と処理の流れが同じであれば、「産業廃棄物管理票」に必要事項を記載したものとすることで、改正フロン回収・破壊法の要件を満たすと考えられるが、一般には、両方で仕組みが異なっていることから、適用については慎重に検討する必要がある。

また、廃掃法では電子マニフェストに関する規定があるが、同法に基づき指定された法人がその業務を行っており、廃掃法以外の業務を行わせることは現時点では困難と考えられる。

5. 高圧ガス保安法

フロン類を充てんした容器、回収機、冷凍機等は、高圧ガス保安法の適用がある。一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則の諸規定があり、移動（運搬）、貯蔵等の技術基準も定められている。

フロン類の回収機の一部（小型のもの）については、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年3月24日 告示第139号）により、適用除外とされているものがあるが、容器を回収機から取り外せば容器保安規則の適用を受けること、適用除外回収機であっても移動（運搬）、貯蔵等の技術基準が適用されることに留意する必要がある。

冷凍保安規則では、規模により許可、届出が必要であり、また、フロン類の販売も届出が必要である。

～第3章～(様式 資料)

XIII . 様式、資料

1. 各種様式(省令で定めるもの)

(1)第一種フロン類回収業者の登録申請書

様式第1 (第2条関係)
(表面)

新
(平成19年10月1日より使用)

登録申請書
第一種フロン類回収業者
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項
登録
規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の
登録の更新
を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台		台
HCFC用	台		台
HFC用	台		台
CFC、HCFC兼用	台		台
CFC、HFC兼用	台		台
HCFC、HFC兼用	台		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		台

新

(平成 19 年 10 月 1 日より使用)

様式第 1
(裏面)

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 6 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

様式第1（第2条関係）
（表面）

旧
（平成19年9月30日まで使用）

登 録
第一種フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿

（郵便番号）
住 所
氏 名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

第9条第2項
の
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項
の
登 録
を申請します。

規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の
登録の更新

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	（郵便番号）		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー（(3)に該当するものを除く。）			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器（(3)に該当するものを除く。）			
(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台		台
HCFC用	台		台
HFC用	台		台
CFC、HCFC兼用	台		台
CFC、HFC兼用	台		台
HCFC、HFC兼用	台		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		台

旧

(平成19年9月30日まで使用)

様式第1
(裏面)

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。



(2)第一種フロン類回収業者の変更届書

様式第2 (第5条関係)

第一種フロン類回収業者変更届書

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第一種フロン類回収業に係る以下の事項について変更したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第13条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(3)第一種フロン類回収業者の回収量等の報告書

新

(平成19年10月1日より使用)

様式第3 (第11条関係)

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
②年度当初に保管していた量					kg	kg
③フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
④自ら再利用した量					kg	kg
⑤第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑥年度末に保管していた量					kg	kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑦回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑧年度当初に保管していた量					kg	kg
⑨フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑩自ら再利用した量					kg	kg
⑪第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑫年度末に保管していた量					kg	kg
HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑬回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑭年度当初に保管していた量					kg	kg
⑮フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑯自ら再利用した量					kg	kg
⑰第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑱年度末に保管していた量					kg	kg

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 原則として、①+②=③+④+⑤+⑥、⑦+⑧=⑨+⑩+⑪+⑫、⑬+⑭=⑮+⑯+⑰+⑱となるようにすること。

旧
(平成19年9月30日まで使用)

様式第3 (第11条関係)

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC				
	(1) (3)を除くエアコンディショナー	(2) (3)を除く冷蔵庫及び冷凍機器	(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	(4) 合計
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台
①回収した量	kg	kg	kg	kg
②年度当初に保管していた量				kg
③フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
④自ら再利用した量				kg
⑤第7条に規定する者に引き渡した量				kg
⑥年度末に保管していた量				kg
HCFC				
	(1) (3)を除くエアコンディショナー	(2) (3)を除く冷蔵庫及び冷凍機器	(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	(4) 合計
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台
⑦回収した量	kg	kg	kg	kg
⑧年度当初に保管していた量				kg
⑨フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
⑩自ら再利用した量				kg
⑪第7条に規定する者に引き渡した量				kg
⑫年度末に保管していた量				kg
HFC				
	(1) (3)を除くエアコンディショナー	(2) (3)を除く冷蔵庫及び冷凍機器	(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	(4) 合計
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台
⑬回収した量	kg	kg	kg	kg
⑭年度当初に保管していた量				kg
⑮フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
⑯自ら再利用した量				kg
⑰第7条に規定する者に引き渡した量				kg
⑱年度末に保管していた量				kg

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 原則として、①+②=③+④+⑤+⑥、⑦+⑧=⑨+⑩+⑪+⑫、⑬+⑭=⑮+⑯+⑰+⑱となるようにすること。

(4)第一種フロン類回収業者のフロン類の回収量に関する通知書

(都道府県知事から主務大臣宛)

新
(平成19年10月1日より使用)

様式第4 (第12条関係)

第一種フロン類回収業者のフロン類の回収量等に関する通知書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

都道府県知事 印

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第4項の規定に基づき、次のとおり通知します。

CFC		
	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台
回収した量	kg	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg	kg
再利用等された量	kg	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
HCFC		
	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台
回収した量	kg	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg	kg
再利用等された量	kg	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
HFC		
	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台
回収した量	kg	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg	kg
再利用等された量	kg	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

旧
(平成 19 年 9 月 30 日まで使用)

様式第 4 (第12条関係)

第一種フロン類回収業者のフロン類の回収量等に関する通知書

年 月 日

経済産業大臣 殿
 環 境 大 臣 殿

都道府県知事 印

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

C F C	
C F C を回収した第一種特定製品の台数	台
回収した量	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg
再利用等された量	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
H C F C	
H C F C を回収した第一種特定製品の台数	台
回収した量	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg
再利用等された量	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
H F C	
H F C を回収した第一種特定製品の台数	台
回収した量	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg
再利用等された量	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2. フロン回収・破壊法に係る各都道府県登録窓口(第一種フロン類回収業者)

(平成19年9月現在)

北海道	環境生活部環境局環境政策課	011-204-5189	滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課	077-528-3458
青森県	環境生活部環境政策課	017-734-9249	京都府	企画環境部地球温暖化対策プロジェクト	075-414-4831
岩手県	環境生活部環境保全課	019-629-5359	大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	06-6941-0351
宮城県	環境生活部環境政策課	022-211-2661	兵庫県	健康生活部環境管理局大気課	078-362-3285
秋田県	生活環境文化部環境あきた 創造課環境管理室	018-860-1603	奈良県	生活環境部環境政策課	0742-27-8734
山形県	文化環境部環境企画課	023-630-2338	和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	073-441-2683
福島県	生活環境部環境保全領域	024-521-7261	鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7681
茨城県	生活環境部環境対策課	029-301-2961	島根県	環境生活部環境政策課	0852-22-6555
栃木県	環境森林部環境保全課	028-623-3188	岡山県	生活環境部環境管理課	086-226-7305
群馬県	環境・森林局環境保全課	027-226-2832	広島県	環境部環境対策室	082-513-2918
埼玉県	環境部青空再生課	048-830-2986	山口県	環境生活部環境政策課	083-933-2690
千葉県	環境生活部廃棄物指導課	043-223-4658	徳島県	県民環境部環境局環境整備課 ゴミゼロ推進室	088-621-2333
東京都	環境局都市地球環境部環境 配慮事業課	03-5388-3471	香川県	環境森林部環境管理課	087-832-3219
神奈川県	環境農政部大気水質課	045-210-4111	愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2349
新潟県	県民生活・環境部環境企画課	025-280-5339	高知県	文化環境部清流・環境課	088-823-9686
富山県	生活環境文化部環境政策課	076-444-8727	福岡県	環境部環境保全課	092-643-3360
石川県	環境部環境政策課	076-225-1463	佐賀県	くらし環境本部環境課	0952-25-7774
福井県	安全環境部環境政策課	0776-20-0303	長崎県	環境部環境政策課	095-895-2353
山梨県	森林環境部循環型社会推進課	055-223-1506	熊本県	環境生活部廃棄物対策課	096-333-2278
長野県	生活環境部廃棄物対策課	026-235-7181	大分県	生活環境部環境管理課	097-506-3114
岐阜県	環境生活部地球環境課	058-272-1111 (代)	宮崎県	環境森林部環境保全課	0985-26-7085
静岡県	県民部環境局地球環境室	054-221-3498	鹿児島県	環境生活部環境政策課	099-286-2586
愛知県	環境部大気環境課	052-954-6215	沖縄県	文化環境部環境保全課	098-866-2236
三重県	環境森林部地球温暖化対策室	059-224-2368			

3. 各種様式の記載例、参考資料

(1) 登録申請書の記載要領

単一事業所の登録申請書の記入要領

様式第1 (第2条関係)
(表面)
第一種フロン類回収業者

登録
登録の更新

新規は未記入、更新時には、登録番号と登録年月日を記入する

※登録番号

※登録年月日

年月日

申請する日を記入

都道府県知事 殿

(郵便番号) 123-4567

住所 ★★県霞ヶ関市日本8-9-10

氏名 フロン回収破壊株式会社印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (123)456-7890

第一種フロン類回収業を行う者の氏名(個人)又は名称(法人)を記入する

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律 第9条 第2項 第12条 第2項 の規定

により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所		
所在地	(郵便番号)098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号(98)765-4321		
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	3 台	台	
HCFC 用	台	台	
HFC 用	台	台	
CFC、HCFC 兼用	3 台	2 台	
CFC、HFC 兼用	台	台	
HCFC、HFC 兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台	

該当する欄にすべて○を付ける。
記入例は、CFC と HCFC が充てんされている(1)エアコンディショナー、CFC と HCFC が充てんされている(2)冷蔵機器・冷凍機器、HCFC が50kg以上充てんされている第一種特定製品からフロン類を回収する場合

所有あるいは利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて、台数を記入

様式第1 (裏面)

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

3 事業所が複数ある場合には、「事業者の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業者ごとに記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

6 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

※注: 事業所が複数の場合の申請方法については、次ページを参照して下さい。

(2)同一区域内にフロン類の回収を行う事業所が複数ある場合の申請方法

同一区域内での複数事業所の一括申請書の記入要領

申請書 1 枚目

1 枚目は、記入要領に従い全てを記入。

申請書 2 枚目以降

2 枚目以降は、「事業所の名称」以下について記入。なお、事業所が 3 箇所以上ある場合には、2 枚目と同様の要領で申請書に必要な事項を記入する。

様式第1 (第2条関係)
(表面)

登 録 申 請 書
第一種フロン類回収業者
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	平成17年 12月 25日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 ★★県龍が関市日本3-9-10
氏 名 フロン回収破壊株式会社 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項

登 録
の 規 定 に よ り、 必 要 な 書 類 を 添 へ て 第 一 種 フ ロ ン 類 回 収 業 者 の
登 録 の 更 新 を 申 請 し ま す。

事業所の名称及び所在地			
名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所		
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321		
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵庫・冷凍機	○	○	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	3 台		台
HCFC用	台		台
HFC用	台		台
CFC、HCFC兼用	3 台	2 台	台
CFC、HFC兼用	台		台
HCFC、HFC兼用	台		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		台

様式第1 (第2条関係)
(表面)

登 録 申 請 書
第一種フロン類回収業者
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項

登 録
の 規 定 に よ り、 必 要 な 書 類 を 添 へ て 第 一 種 フ ロ ン 類 回 収 業 者 の
登 録 の 更 新 を 申 請 し ま す。

事業所の名称及び所在地			
名 称	フロン回収破壊株式会社 桜田門事務所		
所在地	(郵便番号) 098-5467 〇〇県桜田門市環境3-1-2 電話番号 (097) 865-4312		
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー		○	
(2)冷蔵庫・冷凍機		○	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			○
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台		台
HCFC用	台		台
HFC用	台		台
CFC、HCFC兼用	3 台		台
CFC、HFC兼用	台		台
HCFC、HFC兼用	台		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		台

(3) 第一種フロン類回収事業者の回収量等の記入要領(平成19年度のみ)

旧 (平成19年9月30日まで使用)

様式第3 (第11条関係)

第一種フロン類回収事業者のフロン類回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC				
	(1) (3)を除くエアコンディショナー	(2) (3)を除く冷蔵庫及び冷凍機器	(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	(4) 合計
4/1~9/30の回収量	CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台
平成19年4/1時点の保管量	①回収した量	kg	kg	kg
4/1~9/30の処理量	②年度当初に保管していた量			kg
	③フロン類破壊業者に引き渡した量			kg
	④自ら再利用した量			kg
	⑤第7条に規定する者に引き渡した量			kg
	⑥年度末に保管していた量			kg
HCFC				
	(1) (3)を除くエアコンディショナー	(2) (3)を除く冷蔵庫及び冷凍機器	(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	(4) 合計
	HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台
	⑦回収した量	kg	kg	kg
	⑧年度当初に保管していた量			kg
	⑨フロン類破壊業者に引き渡した量			kg
	⑩自ら再利用した量			kg
	⑪第7条に規定する者に引き渡した量			kg
	⑫年度末に保管していた量			kg
HFC				
	(1) (3)を除くエアコンディショナー	(2) (3)を除く冷蔵庫及び冷凍機器	(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	(4) 合計
	HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台
	⑬回収した量	kg	kg	kg
	⑭年度当初に保管していた量			kg
	⑮フロン類破壊業者に引き渡した量			kg
	⑯自ら再利用した量			kg
	⑰第7条に規定する者に引き渡した量			kg
	⑱年度末に保管していた量			kg

HCFC、HFCについても、同様に記入

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 3 原則として、①+②=③+④+⑤+⑥、⑦+⑧=⑨+⑩+⑪+⑫、⑬+⑭=⑮+⑯+⑰+⑱となるようにすること。

新（平成19年10月1日より使用）

様式第3（第11条関係）

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
②年度当初に保管していた量					kg	kg
③フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
④自ら再利用した量					kg	kg
⑤第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑥年度末に保管していた量					kg	kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑦回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑧年度当初に保管していた量					kg	kg
⑨フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑩自ら再利用した量					kg	kg
⑪第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑫年度末に保管していた量					kg	kg
HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑬回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑭年度当初に保管していた量					kg	kg
⑮フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑯自ら再利用した量					kg	kg
⑰第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑱年度末に保管していた量					kg	kg

10/1～3/31の回収量（整備、廃棄毎に）

空欄

10/1～3/31の処理量（整備、廃棄毎に）

平成20年3月末時点の保管量

HCFC、HFCについても、同様に記入

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 3 原則として、①+②=③+④+⑤+⑥、⑦+⑧=⑨+⑩+⑪+⑫、⑬+⑭=⑮+⑯+⑰+⑱となるようにすること。

(4)フロン類の種類

フロン類の種類である、CFC、HCFC、HFC の 3 区分にそれぞれ分類される冷媒番号区分について、オゾン層保護に関する法律第二条、地球温暖化対策の推進に関する法律第二条及び米国 ASHRAE34 規格を参考にした分類例を下表に示します。

なお、混合冷媒の扱いは、その成分に CFC を含むものは CFC に、HCFC と HFC の混合体は、HCFC に分類することにします。

種類	冷媒番号	化学記号	成分(組成比)
CFC	R11	CCl3F (CFC11)	
	R12	CCl2F2 (CFC12)	
	R113	CCl2FCClF2 (CFC113)	
	R114	CClF2CClF2 (CFC114)	
	R115	CClF2CF3 (CFC115)	
	R13	CClF3 (CFC13)	
	R500		CFC12/HFC152a (73.8/26.2)
	R501		HCFC22/CFC12 (75.0/25.0)
	R502		HCFC22/CFC115 (48.8/51.2)
	R503		HFC23/CFC13 (40.1/59.9)
	R505		HFC12/HCFC31 (78.0/22.0)
R506		HCFC31/CFC114 (55.1/44.9)	
HCFC	R123	CH Cl2CF3 (HCFC123)	
	R124	CHClFCF3 (HCFC124)	
	R22	CHClF2 (HCFC22)	
	R401A		HCFC22/HFC152a/HCFC124 (53/13/34)
	R402A		HFC125/HC290/HCFC22 (60/2/38)
	R403A		HC290/HCFC22/FC218 (5/75/20)
	R405A		HCFC22/HFC152/HCFC142b/FCC218 (45/7/5.5/42.5)
	R406A		HCFC22/HC600a/HCFC142b (45/4/41)
	R408A		HFC125/HFC143a/HCFC22 (7/46/47)
	R409A		HCFC22/HCFC124/HCFC142b (60/25/15)
	R411A		HC1270/HCFC22/HFC152a (1.5/87.5/11.0)
R412A		HCFC22/FC218/HCFC142b (70/5/25)	
R509A		HCFC22/FC218 (44/56)	
HFC	R23	CHF3 (HFC23)	
	R32	CH2F2 (HFC32)	
	R125	CHF2CF3 (HFC125)	
	R134a	CH2FCF3 (HFC134a)	
	R143a	CH3CF3 (HFC143a)	
	R404A		HFC125/134a/143a (44/4/52)
	R407C		HFC32/125/134a (23/25/52)
	R407E		HFC32/125/134a (25/15/60)
	R410A		HFC32/125 (50/50)
	R507A		HFC125/143a (50/50)
R508A		HFC23/FC116 (39/61)	

(5) 第一種特定製品の種類

第一種特定製品の種類、①エアコンディショナー②冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ分類されている機器については、日本標準商品分類の大分類 6:中分類 56 冷凍機、冷凍応用製品および装置を基本にして、以下のように分類します。

分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	その他自動車用エアコンディショナー(法第二条第三項の対象外商品) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であつて、二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
5624	空気調和装置構成機器(空調用チラー、エアハン等端末)
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
5629	その他の空気調和機
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	
5612	コンデンシングユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース
56321	内蔵型ショーケース
56322	別置型ショーケース
5633	飲料用冷水機及び氷菓子装置
56331	冷水機
56332	ビール・ソーダデイスペンサ
56333	ソフトアイスクリームフリーザ
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット(遠心式冷凍機・スクリュー冷凍機等)
56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5651	空気調和装置(クリーンルーム等)
5652	空気調和装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
5659	その他冷凍冷応用装置
5811	自動販売機
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン(搬送車)

(6)フロン類回収装置の種類及び能力一覧表

高圧ガス保安法の適用除外を受ける回収機(自己認定登録製品及び通商産業検査所認定製品)一覧です。2006年10月31日現在の資料として作成。最新は冷媒回収推進・技術センター(RRC)のURL(下記)を参照。

http://www.rrc-net.jp/008/index_03.html

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			認証番号及び自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
(株)アイハラ	AFC-04	○	○			○		○*	12、22、502
	AFC-04 II	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、404、500、502
	AFC-04 III	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、404、500、502
アキツ精機(株)	IHA-R12	○				○		○	12
	IHA-R134a			○		○		○	134a
	IHA-R22		○			○		○	22
	IHA-R500	○				○		○	500
	IHA-R502	○				○		○	502
	IHA-R12M	○				○		○	12
	IHA-R134aM			○		○		○	134a
	IHA-R22M		○			○		○	22
	IHA-R205M	○				○		○	502
	IHA-R22B		○				○	○	22
アサダ(株)	4000J	○	○	○		○		○*	12、22、134a
	4000J II	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	R50	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	R60	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	R60S	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	R120W	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410
	R11	○	○				○	○	11、113、123
	RS13	○		○		○		○	13、23、503、508A
	C50			○		○		○	134a
	C60			○		○		○	134a
	C60S			○		○		○	134a
	R100	○	○	○			○	○	12、22、134a、410、407、500、502
	R350	○	○	○			○	○	12、22、134a、410、407、500、502
	R1400	○	○	○			○	○	12、22、134a、410、407、500、502
RC500	○	○	○			○	○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			認証番号及び自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
アサダ(株)	mini	○	○	○	○			○	12、22、134a、404A、407C、407D、410A、412A、500、502、507A、509A
	RC1000	○	○	○				○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A
	RC2300	○	○	○				○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A
インフィコン	EMTR-41	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
(株)エスコ	EA100AA	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	EA100AB	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	EA100CA-22	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	EA100CA-400	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
エスペック(株)	SRM-000	○		○	○			○	13、23、503、508A
荏原テクノサーブ(株)	Y-FRU(標準型)	○	○					○	11、113、123
	Y-FRU(業務型)	○	○					○	11、113、123
奥田工機(株)	RGC-101	○			○			○*	12
	RGC-102	○			○			○*	12
	RGC-103	○		○	○			○*	12、134a
	FRS-42-1	○		○		○		○*	12、134a、114
	RGC-104	○		○	○			○	12、134a
	RGC-105	○		○	○			○	12、134a
	RGC-105M	○		○	○			○	12、134a
オーム電気	RHS650A			○	○			○*	134a
	RHS650B	○			○			○*	12
	RHS650DA			○	○			○*	134a
	RHS650DB	○			○			○*	12
	TX-200	○	○	○	○			○*	12、22、134a、502
カルソニックカンセイ(株)	C-01-RE-A	○			○			○*	12
	C-01-RE-B	○			○			○*	12
	NA-21	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	NA-1	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、500、502
環境システム	RC-223	○	○	○		○		○*	12、22、134a、114、502
	RC-123C	○	○				○	○	11、113、123

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
五洋電気	GYR-12A	○				○		○*	12
	GYR-22A	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	GYR-12S	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	GYR-22S	○	○	○		○		○	12、22、404A、407C、410A
コーパック (タカヤマ設備)	KPK-01A	○	○		○			○*	12、22
	KPK-02B	○	○			○		○*	12、22
	KPK-02Y	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	KPK-02E	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	KOLPAK-27	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	IRS-9000	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	PROMXRP5000	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	PROMXRP5410	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、407、410
三協自工	MRC300	○			○			○*	12
(株)サンケン	AR500J	○	○	○	○			○	12、22、134a、407、410
三洋電機(株)	SRU-400R	○	○			○		○*	12、22、500、502
	SFR-3300	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
(株)山昇冷機製作所	SR-1	○	○		○			○	12、22
正栄電機	CT-1	○	○		○			○*	12、22、502
EG アプライアンス	01636	○	○		○			○*	12、22、500、502
ジャテック(株)	12134B	○				○		○	12、134a
	17100	○				○		○	12
	17350	○				○		○*	12
	17350C	○				○		○*	12
	17400	○				○		○*	12
	17500	○	○			○		○	12、22、500、502
	17500B	○	○			○		○*	12、22、500、502
	17505J	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	17620J	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	17650J	○	○	○		○		○*	12、22、134a、502
	17660B	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	17800B			○			○	○	R134a
	25152	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	25152A	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
ジャテック(株)	25152B	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25200A	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	25200B	○	○	○		○		○*	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25177	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25177B	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、507A、509A
	25202B	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	34400			○		○		○*	134a
	34700			○		○		○*	134a
	34700-2K			○		○		○	134a
	34700Z			○		○		○	134a
	34702Z			○		○		○	R134a
	34800-2K	○		○		○		○	12、134a
	342000			○		○		○	R134a
	ACR5J	○		○		○		○*	12、134a
	ACR-6012	○				○		○*	12
	ACR-6134			○		○		○*	134a
ROB246A	○	○	○		○		○	12、22、134a、404A、407C、410A、500、502、507A	
(株)ゼクセル ヴァレオクライメート コントロール	ZRR07-10A	○				○		○*	12
	ZRR02-11A	○				○		○*	12
	ZRR07-12A	○				○		○*	12
	ZRR07-10A1	○				○		○*	12
	ZRR07-12B	○				○		○*	12
	ZRR21-20A			○		○		○*	134a
(株)ゼクセル コールドシステムズ	ZRR21-20A・30A			○		○			134a
	1070XL-Z	○		○		○		○	12、134a
ダイキン工業(株)	PV04A	○	○			○		○*	12、22、502
	CFK-H3J	○				○		○*	12
大昭和産業	01090			○		○		○*	134a
タスコジャパン(株)	TA110R	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	TA110A	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
タスコジャパン(株)	TA110B	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	TA110C	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410
中京 EG	F-40	○	○			○		○*	12、22、502
中国冷空工	CFR-125L	○	○			○		○*	12、22、502
	CFR-125L II	○	○			○		○*	12、22、502
デンゲン(株)	CS-RF100	○			○			○*	12
	CS-RF100Y	○		○	○			○	12、134a
	CS-RF134Y	○		○	○			○	12、134a
	CS-RF50YD	○		○		○		○	12、134a
	CS-RF80YD	○		○		○		○	12、134a
	CS-RF55YD	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF85YD	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF500YD	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF210	○		○		○		○	12、134a
	CS-RF210SX	○		○		○		○	12、134a
	CS-RF550	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、502
	CS-MRC-1	○		○		○		○	12、134a
	CS-MRC-1-P	○		○		○		○	12、134a
(株)デンソー 日本電装(株)	ESR-10AC	○			○			○*	12
	ESR-10ACR	○			○			○*	12
	ESR-20ACR	○		○	○			○*	12、134a
東芝キャリア EG(株)	FR-PM182	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	FR-PM201	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	FR-FM1001	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410
トキメック	FK-1	○			○			○*	12
	FK-2	○			○			○*	12
東洋キャリア	12RA001100-21	○	○			○		○*	12、22、500、502
(株)東洋エンター プライズ	T10128	○		○		○		○	12、134a
桃陽電線	MINI-R	○	○	○	○			○	12、22、134a、500、502
	GOLDEN-NAGGET	○	○	○	○			○	12、22、134a、407、410
株)トルネス	PDF-20	○	○				○	○	12、502、22
	PDF-20N	○	○				○	○	12、502、22

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
(株)中島自動車電装	NA-601	○					○	○*	12
	NA-610	○	○				○	○*	12、22
	NA-810	○	○				○	○*	12、22、502
	NA-811	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500
	NA-710	○	○				○	○*	12、22、502
	NA-711	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500
	NA-600	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500
	NA-400	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、500
	NA-1100	○	○	○			○	○*	12、22、134a、500、502
	NA-1100S	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	NA-730	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	NA-730S	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	NA-740	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502
	NA-740S	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502
	NA-750S	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502
	NA-1000W	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	NYR-600NA	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	CAL-400	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、500
	NRU-21	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	NA-21	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
NA-1	○	○	○	○			○	12、22、134a、407、404、500、502	
NA-22MHC	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502	
NRU-10	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502	
NA-760	○	○	○			○	○	12、22、134a、404A、407A、407C、410A、500、502、507A	
NA-MAX	○	○	○		○		○	12、22、134a、404A、407C、410A、500、502、507A	
日石三菱(株) (現新日本石油(株))	ACR5Jb	○		○		○		○	12、134a
	ACR5	○		○		○		○*	12、134a
	ACR-NMO201	○	○	○		○		○	12、134a、22、502、404、407、410、507
	NOR-300S			○		○		○	134a

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
日本整備(株)	BREEZE134			○		○		134a	
	NEW-TWIN-GAS	○		○		○		12、134a	
	ASTRABUS134			○		○		134a	
	DiGiClima134			○		○		134a	
	TURBO Clima	○		○		○		12、134a	
	FG-400	○		○		○	○	12、134a	
ハマ冷機	EJ-R753A	○	○			○	○*	12、22、502	
(株)日立空調システム	SE-20RU	○	○			○	○*	12、22、500、502	
	SE-21RU	○	○	○		○	○*	12、22、134a、500、502	
(株)日立製作所	SRP-02	○					○	11	
	SPC-03	○					○	11	
	YF-01S	○					○	11	
(株)日立ビルシステム	W-1	○	○				○	11、113、123	
	W-2	○	○				○	11、113、123	
日立カー エレクトロニクス	HR-2000	○			○		○*	12	
	HR-5000	○			○		○*	12	
文化貿易工業(株)	CR500J	○	○	○	○		○	12、22、134a、407、410	
	CR600J	○	○	○		○	○	12、22、134a、407、410	
	RM-14000	○	○	○	○		○	12、22、134a、407、410	
	AR-200J			○		○	○	134a	
	AR-212TRJ	○				○	○	12	
	AR-400J	○				○	○	12、134a	
	CR-700J			○			○	12、22、502、134a、410A、407C、404A、507A	
(株)FUSO	G5Twin	○	○	○		○	○	12、22、502、134a、401b、401c、402a、402b、404A、409a、407a、407B、407C、407d、408a、410A、411a、411b、412a、R507	
ホーザン(株)	HA-1000	○	○	○	○		○	12、134a、22、502、407、410	
松下電器産業(株)	CFR-1020R	○				○	○*	12	
	CFR-2020S	○	○			○	○*	12、22	
	CFR-1020S	○	○			○	○*	12、22	
松下エアコン エンジニアリング	HS-BF410A	○	○	○		○	○	12、22、134a、407、410	
三笠サービス	R300-MH	○				○	○*	12	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
マツダ産業	MFR-920	○				○		○*	12
	MFR-930	○				○		○*	12
	MFR-925	○				○		○*	12
	MFR-240	○				○		○*	22、502
	MFR-940	○				○		○*	12
	MFR-410			○		○		○*	134a
	MFR-921	○				○		○*	12
	MFR-420	○		○		○		○	12、134a
三菱重工業(株)	URR102	○		○		○		○*	12、134a
	URR103	○		○		○		○*	12、134a
	URR103A	○		○		○		○*	12、134a
	URR103B	○		○		○		○*	12、134a
	URR120	○		○			○	○*	12、134a
三菱重工 冷熱機材(株)	MOR751	○	○	○			○	○*	12、22、134a、500、502 (404A、407C、507A)
	MOR400	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502 (404A、407C、507A)
	MOR405J	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、 404A、407C、507A
	MOR405JH	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、 404A、407C、410A、507A
	MOR405JHX	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、 404A、407C、410A、507A
	PR5410	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、404A、 407C、410A
	MOR4000J	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	MOR4000J II	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、 404A、407C、410A、507A
MOR1150	○		○		○		○	13、23、503、508A	
三菱電機 エンジニアリング(株)	FR-06A	○	○	○	○			○	12、22、134a、500、502
	FR-06B	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、410
	FR-07A	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410
	FRJ-07A	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410
	FR-20A	○	○	○			○	○*	12、22、134a、114、502

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
三菱電機 ビルテクノサービス(株)	MRK-06A	○	○	○	○			○*	12、22、134a、500、502
	MRK-20A	○	○	○			○	○*	12、22、134a、114、502
	MRK-50A	○	○				○	○*	12、22、502
ヤマダ コーポレーション(株)	RRS-20	○		○		○		○	12、134a
	RRS-201	○		○		○		○	12、134a
	RCS-20	○		○		○		○	12、134a
	PFR-10	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	RVC-22	○		○		○		○	12、134a
	RCS-20A	○		○		○		○	12、134a
	BRCS	○		○		○		○	12、134a
ユニクラ	セルコン 8000	○				○		○*	12
	セルコン 1000AB	○				○		○*	12
レッキス工業(株)	RP-5410	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A
(株)ロテックス	RP-5000	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	RP-5410	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A
	RP-5210	○	○	○	○			○	12、22、134a、404A、407、410
	RE060j-3001	○	○	○			○	○	12、22、134a
	RE077j-5001	○	○				○	○	12、22、134a
	RF550	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、502
渡商会	ガスパック 12V1	○			○			○*	12

自己認証品は○

通産省検定は○*

(通産省の検定制度については、平成9年4月に既に廃止されており、それ以降製造された回収機(低圧ガス用を除く)は全て自己認証品となっています。)

(7)法第十一条第一項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例

誓 約 書

登録申請者及びその役員は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第11条第1項各号に該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

申 請 者 印

知事殿

4. 登録審査評価事例

申請書類が【登録の基準】に適合しているか否かの登録審査例を示します。

(例-1) 回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類との照合

基準を満たす例

様式第1 (第2条関係)
(表面)

登 録 申 請 書
第一種フロン類回収業者
—登録の更新—

※登録番号
※登録年月日
年 月 日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 ★★県鹿ヶ関市日本8-9-10
氏 名 フロン回収破壊株式会社 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
第12条第2項

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

登 録
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の
—登録の更新— を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所	
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321	
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類	
	CFC HCFC HFC	
(1)エアコンディショナー	○ ←	
(2)冷蔵庫・冷凍機器	○ ←	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	1 ← 台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収しようとするフロン類「CFC」とフロン類回収設備の種類「CFC用」が一致している。

基準を満たさない例

様式第1 (第2条関係)
(表面)

登 録 申 請 書
第一種フロン類回収業者
—登録の更新—

※登録番号
※登録年月日
年 月 日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 ★★県鹿ヶ関市日本8-9-10
氏 名 フロン回収破壊株式会社 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
第12条第2項

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

登 録
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の
—登録の更新— を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所	
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321	
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類	
	CFC HCFC HFC	
(1)エアコンディショナー	○	
(2)冷蔵庫・冷凍機器	○ →	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	1 ← 台	台
HCFC用	1 ← 台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類が一致していない。

(例一2) 回収対象の特定製品の種類と回収設備の回収能力との照合

基準を満たす例

様式第1 (第2条関係)
(表面)

第一種フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

※登録番号
※登録年月日
年 月 日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 ★★県鹿ノ関市日本8-9-10
氏 名 フロン回収破壊株式会社 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項

登録
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

登録の更新

事業所の名称及び所在地		
名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所	
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県鹿ノ関市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321	
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類	
	CFC HCFC HFC	
(1)エアコンディショナー	○ ○ ○	
(2)冷蔵庫・冷凍機	○ ○ ○	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	○ ○ ○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	2 台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致している。

基準を満たさない例

様式第1 (第2条関係)
(表面)

第一種フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

※登録番号
※登録年月日
年 月 日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 ★★県鹿ノ関市日本8-9-10
氏 名 フロン回収破壊株式会社 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項

登録
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

登録の更新

事業所の名称及び所在地		
名称	フロン回収破壊株式会社 桜田門事務所	
所在地	(郵便番号) 098-5467 〇〇県桜田門市環境3-1-2 電話番号 (097) 865-4312	
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類	
	CFC HCFC HFC	
(1)エアコンディショナー	○ ○ ○	
(2)冷蔵庫・冷凍機	○ ○ ○	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	○ ○ ○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	1 台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致していない。

5. 都道府県による第一種フロン類回収業者登録通知書の例

フロン類回収業者登録通知書

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

第10条第2項

第12条第2項

第13条第2項

の規定により 第一種フロン類回収業者として登録した
登録の更新を行った ことを通知する。
登録の変更を行った

都道府県知事

印

登録番号

登録年月日

有効期間満了年月日

XIV. 関係者の取り組み

1. 関係者の取り組み

業務用冷凍空調機器の種類は多様であり、冷媒フロンの回収に関係する者についても極めて広範に亘り、製造、修理、廃棄処理の商流や情報の流れも多様・広範に亘ることから、冷媒フロンの回収率の向上を図るためには広範な関係者がそれぞれの役割を認識し、責務を果たしていくことが必要である。このためには法令の整備のみならず、関係者の継続的な取り組みが重要である。こうした関係者の取り組みを以下に紹介する。多くの関係者がこうした取組に参加し、相互に協力・連携することにより、より確実・効率的なフロン類の回収が進むことが期待される。

(1) 地域協議会、事業協会

フロン回収・破壊法の施行前から各都道府県の主導により、冷媒として用いられるフロン類の回収に携わる設備業者や回収業者を中心とした地域の協議会が設立され、地域の協議会を通じたフロン類の回収・破壊や、講習会、普及啓発活動等が実施されてきた。フロン回収・破壊法施行後、協議会の活動を停止・廃止したところもあるが、フロン回収に対する活発な取組が進められている地域もある。フロン回収に関係する者が多様であることから、今回の法改正を契機として、いくつかの地域では建設、解体工事、産業廃棄物関係の団体等も協議会に参加する動きも見られている。地域の協議会は、各都道府県の環境担当部局が事務局を行っている。

また、いくつかの地域においては、地域の産業界が中心となり、フロン回収事業協会が設立されており、地域協議会等と連携してフロン回収の推進に取り組んでいる。

○ フロン回収協議会のある都道府県（休止を含む）：岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、沖縄県

○ フロン回収事業協会のある都道府県：宮城県、福島県、群馬県、静岡県

(2) 有限責任中間法人 フロン回収推進産業協議会（略称 INFREP）

冷媒フロンの回収率向上を図る上で、機器の所有者、ユーザー等のフロン回収に関する意識の向上とともに、フロン類の引渡しに関係する建設業者、解体業者等の役割が重要であること等から、平成18年6月にフロン回収・破壊法が改正され、行程管理制度等の追加が行われた。

改正フロン回収・破壊法を適切に運用し、効率的なフロン回収を推進するためには、広範な関係者が連携し合い、地域の取組主体とも協力・連携しつつ、フロン回収を効果的・適切に進めていく体制・ネットワークの整備が重要である。また、機器の廃棄時のみならず、業務用冷凍空調機器が生産されてから廃棄に至るまで、機器に係る広範囲な関係者の情報の共有化を図り、フロン回収のみに留まらず、フロン類の放出抑制に対する施策を検討・実施していくことも重要である。

INFREPはこのような背景の下、主要な産業界の団体が中心となり、平成19年4月に設立された。

主な事業は以下のとおり。

①業務用冷凍空調機器に関連したフロン類の放出抑制に係る施策の企画、実施

- ②事前確認書及び行程管理票等の作成及びその普及による効率的なフロン類の回収推進
- ③フロン回収等放出抑制に係る情報提供や相談受付

※ INFREPが作成・発行している事前確認書及び行程管理票を参考として巻末に示す。

- 有限責任中間法人 フロン回収推進産業協議会
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-17 本郷若井ビル 4 階
電話 03-5482-2380 FAX 03-5689-7983
URL : <http://www.infrep.jp>

(3)冷媒回収推進・技術センター（略称 RRC）

オゾン層保護と地球温暖化防止のための冷媒回収と回収された冷媒の再利用の推進を目的として平成5年に設立され、平成10年には名称が現在の「冷媒回収推進・技術センター」に変更された。主な事業は以下のとおり。特に全国でフロン回収技術に関する技術講習・認定を実施する等により、回収業者の回収技術の普及・向上に貢献している。

- 1)冷媒の大気放出防止、回収の重要性の啓発に係る事業
- 2)冷媒回収技術に関する研究及び普及に係る事業
- 3)冷媒回収技術者の育成と資格登録並びに冷媒回収事業所の認定に係る事業
- 4)登録回収技術者、認定回収事業所に対する情報提供、情報収集及び技術向上に係る事業
- 5)冷媒再生事業所の認定、再生技術の研究、技術基準策定に係る事業

- 冷媒回収推進・技術センター（RRC）事務局
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 3 階（日設連内）
電話 03-3435-9411 FAX 03-3435-9413
URL : <http://www.rrc-net.jp/> Eメール : rrc@jarac.or.jp

(4)(社)日本冷凍空調設備工業連合会(日設連)・(社)日本冷凍空調工業会(日冷工)

冷凍空調設備業者による業界団体で多くの会員がフロン類の回収に携わっており、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン回収における会員のシェアは過半を占めている。こうした関係から、上記の地域協議会、INFREP、RRCの活動にも貢献している。

全国に地域冷媒回収促進センター、回収冷媒管理センターを設け、フロン類の回収の推進、回収冷媒の適切な処理に貢献している。省令第7条に基づき都道府県知事が認めた者の多くはこれらのセンターである。

- (社)日本冷凍空調設備工業連合会(日設連)
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 3 階
電話 03-3435-9411 FAX 03-3435-9413
URL : <http://www.jarac.or.jp>

- (社)日本冷凍空調工業会(日冷工)
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 2 階
電話 03-3432-1671 FAX 03-3438-0308
URL : <http://www.jraia.or.jp>

2. 参考様式

INFREPが作成した事前確認書及び行程管理票

(1). 事前確認書

(特定解体工事発注者用)	
<h1>設置機器事前確認書</h1> <p>(フロン回収・破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)</p>	
(特定解体工事発注者)	書面の交付年月日 年 月 日
氏名又は名称	
住所 〒	
(特定解体工事元請業者)	
氏名又は名称	
住所 〒	
特定解体工事責任者氏名 印	
電話番号	
<p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の2第1項及び特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第2条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。</p>	
記	
特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	
第一種特定製品の設置の有無	
あり	
なし	
「あり」の場合その種類と台数	
「なし」の理由(該当するものに○印)	
エアコンディショナー	冷蔵機器及び冷凍機器
台	台
特定工事発注者の皆様へ	
※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者にフロン類の回収を依頼する必要があります。	
※フロン回収を委託する場合には、別に定める書面(委託確認書)を交付する必要があります。	
※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類回収業者・回収関係機関にご相談下さい。	
※表紙の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。	
フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。	
(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)	
※様式については「フロン回収推進産業協議会(INFREP)」のホームページからダウンロードできます。(www.infrep.jp)	

建物の用途別冷凍・空調機器(フロン類冷媒使用機器)設置チェックシート

設置場所		エアコンディショナー 冷凍冷蔵機器 区分	機器種類の例	台数
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア、 オフィスビル、ホール、 公会堂 など	全 体	エアコンディショナー	ビル用マルチエアコン(パッケージエアコン)	
		エアコンディショナー	ターボ冷凍機 スクリュー冷凍機 チラー	
	冷凍冷蔵機器	自動販売機 冷水機(プレッシャー型) 製氷機 など		
	食品売り場	冷凍冷蔵機器	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷蔵庫 など	
	バックヤード 生花売り場	冷凍冷蔵機器	ブレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット) など フラワーショーケース など	
レストラン、飲食店、 各種小売店 など	魚屋、肉屋、果物屋、 食料品、薬局、花屋	エアコンディショナー	店舗用パッケージエアコン	
		冷凍冷蔵機器	自動販売機 業務用冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー など	
工場など	工場、倉庫	エアコンディショナー	設備用パッケージエアコン	
		冷凍冷蔵機器 又は エアコンディショナー	ターボ冷凍機 スクリュー冷凍機 チラー	
		エアコンディショナー	スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機	
		冷凍冷蔵機器	研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など)	
学校など	学校、病院	エアコンディショナー	パッケージエアコン(GHP含む) チラー	
		冷凍冷蔵機器	業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機	
			病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)	
その他	地下鉄構内	エアコンディショナー	空調機器(ターボ冷凍機など)	
	列車	エアコンディショナー	列車空調機 など	
	輸 送	冷凍冷蔵機器	冷凍車 など	
	冷凍・冷蔵倉庫	冷凍冷蔵機器	冷凍倉庫用空調機(スクリュー冷凍機など)	
	船舶	エアコンディショナー	船舶用エアコン	
		冷凍冷蔵機器	冷蔵庫(スクリュー冷凍機など)	
ビニールハウス	冷凍冷蔵機器	ハウス用空調機(GHP)など		

(建設リサイクル法による事前説明と同時に説明する場合のかがみとして使用します。)

(特定解体工事発注者用)

説 明 書

(事前確認書)

書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

印

電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に関する事項について(添付資料①～③)、及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の2第1項の規定により、対象の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について(添付資料④)、下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

- ①届出様式(様式第一号に必要な事項を記載したもの)
- ②別表(別表1～3のいずれかに必要な事項を記載したもの)
 - 別表1(建築物に係る解体工事)
 - 別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3(建築物以外に解体工事又は新築工事等(土木工事等))
- ③その他の別添資料(添付する場合)
 - 案内図
 - 工程図
- ④フロン回収が必要な機器の有無を説明する資料
(フロン回収破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書)

※この様式については、(中)フロン回収推進産業協議会(INFREP)のホームページからダウンロードできます。(www.infrep.jp)

(2)行程管理票

F 票 (記入者:回収業者(D))		((D)が記録・保存)								
フロン回収処理管理票 (兼 引取証明書(写))										
(汎用版)		整理番号								
<input type="checkbox"/> 機器整備・修理		交付年月日								
(甲) 第一種特定製品の 廃棄等実施者 <small>(又は第一種特定製品の整備の発注者)</small>	第一種特定製品の所在する施設(建物)名	年 月 日								
	第一種特定製品の所在地									
	(甲)の氏名又は名称									
	(甲)の住所									
	交付担当者氏名	電話								
	管理責任者氏名	FAX								
	委託確認書(回収依頼書)交付時に確認できた機器の種類及び台数									
	エアコンディショナー	台	冷蔵機器及び冷凍機器	台						
	下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡す者にチェックする。建物解体が伴う場合もチェックする。)									
	<input type="checkbox"/> (乙)第一種フロン類引渡受託者 → <input type="checkbox"/> 建物の全部又は一部解体が伴う <input type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者									
(乙) 引渡第一種受託者 <small>(又は第一種特定製品の整備者)</small>	(乙)の氏名又は名称	年 月 日								
	(乙)の住所									
	交付担当者氏名	電話								
	管理責任者氏名	FAX								
	下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡す者にチェックする。)									
<input type="checkbox"/> (丙1)第一種フロン類引渡受託者 → (丙1)に再委託することを承諾します。 承諾年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者 (甲)の氏名又は名称 (甲)の管理責任者氏名										
(丙1) 引渡第一種受託者	(丙1)の氏名又は名称	年 月 日								
	(丙1)の住所									
	交付担当者氏名	電話								
	管理責任者氏名	FAX								
	下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡す者にチェックする。)									
<input type="checkbox"/> (丙2)第一種フロン類引渡受託者 → (別紙「補足用」を使用して下さい。) <input type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者										
(丁) 回収業者	登録番号	フロン類の引取を完了した年月日	年 月 日							
	(丁)の氏名又は名称	回収技術者氏名	引取証明書交付年月日							
	(丁)の住所	電話	年 月 日							
	担当者氏名	FAX								
	管理責任者氏名	印								
下記のとおりフロン類を回収しました。										
回収量等	フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC	計					
	第一種特定製品の種類	台	台	台	台					
	エアコンディショナー	kg	kg	kg	kg					
	冷蔵機器及び冷凍機器	kg	kg	kg	kg					
計	kg	kg	kg	kg						
※F票は、引渡受託者が(丙1)までの場合、引取証明書(E票)の写しとなり、その場合、3年間保存しなければなりません。また、F票は回収量や下記の処理量等を記録する帳簿等として使用できます。その場合、回収業者(D)は、F票を5年間保存しなければなりません。										
冷媒等	フロン類の種類の内訳	R	R	R	R	R	R	R	R	
	回収容器番号	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
処理方法及び処理量	再利用・破壊等 (1,2,3,4のいずれかに○)	1 再利用	自ら再利用	kg	kg	kg	kg	備考 回収フロンを「2. 省令7条認定管理センター」へ引渡す際、処理方法を明示した場合はその内訳を下記に記載 (再利用 kg) (破壊 kg)		
		2 破壊等	再利用先に譲渡	kg	kg	kg	kg			
		3 破壊	省令7条認定管理センター	kg	kg	kg	kg			
		4 保管		kg	kg	kg	kg			
				kg	kg	kg	kg			
先名等	名称	電話		FAX						
	住所	年 月 日		年 月 日						
報告書	上記のとおりフロン類の処理を受入れました。		処理受入年月日	年 月 日	認定・許可番号					
	名称		代表者名		印					

XV. 第一種特定製品からのフロン類の回収等に関する質疑応答集

1. 対象機器について(第2条)

(Q 1) フロン回収・破壊法の対象となる製品はどの範囲ですか。

(A 1)

業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器はすべて対象です。
なお、家庭用のエアコン、冷蔵庫は家電リサイクル法、カーエアコンは自動車リサイクル法に基づきフロン回収が必要です。

(Q 2) 冷凍空調機器は大きささまざまな形態があり、フロン類の充填量についても数十グラムから数トンと巾が広いですが、フロン類の充填量によって回収しなくてもよいという様なような裾切りはないのですか。

(A 2)

フロン類の充填量にかかわらず、全てフロン回収・破壊法の適用となります。

(Q 3) 飛行機や列車及び船舶のエアコンや冷凍機は対象ですか。

(A 3)

対象（第一種特定製品）です。

(Q 4) 建設機械や農業機械のエアコンは対象ですか。

(A 4)

建設機械や農業機械は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第2条の規定に基づき、自動車リサイクル法の対象とはなっておらず、フロン回収・破壊法の対象（第一種特定製品）です。

(Q 5) 冷蔵冷凍車の運転席用のエアコン及び架装部専用のエアコンは対象ですか。

(A 5)

架装部分の冷凍空調機器は第一種特定製品、運転席のエアコンは使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に規定する特定エアコンディショナーとなります。したがって、運転席及び架装部分の両方からフロン類の回収を行う場合には、第一種フロン類回収業者及び自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の両方の登録が必要です。

(Q 6) 冷蔵冷凍車の運転席部分と架装部分の冷却を一つのコンプレッサーで行う方式の場合、第一種特定製品か自動車リサイクル法に規定する特定エアコンディショナーのどちらに該当しますか。

(A 6)

自動車リサイクル法に規定する特定エアコンディショナーとして扱います。この場合には、Q 5の場合と違い自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の登録を受けた者がフロン類の回収を行います。

(Q 7) 実験装置に組み込まれている冷凍装置も対象ですか。

(A 7)

冷凍空調機器として独立した製品となっていない場合も、対象（第一種特定製品）です。

(Q 8) プラントや工場の生産プロセス内の冷凍空調機器は対象ですか。

(A 8)

冷凍空調機器として独立した製品となっていない場合も、対象（第一種特定製品）です。

(Q 9) 店舗や事務所で使用されていた家庭用エアコンからのフロン回収は、フロン回収・破壊法の対象ですか。

(A 9)

家電リサイクル法の対象である家庭用エアコンや家庭用電気冷蔵庫については、業務用途で使用していた場合でも、フロン回収・破壊法の対象ではなく家電リサイクル法の回収制度が適用されます。

(Q 10) 一般家庭でも大きな部屋では業務用の空調機器を使用している場合がありますが、そのような機器の場合は、フロン回収・破壊法の対象ですか。

(A 10)

対象です。業務用の冷凍空調機器であれば、所有者にかかわらず、家庭で使用してもフロン回収・破壊法の対象になります。

(Q 11) 中古機器として売却する場合についても対象になりますか。

(A 11)

機器を再利用することを前提として中古機器として売却・移設する場合には、第一種特定製品の廃棄等には該当しません。当該中古機器を再利用する者が新たな所有者となり、廃棄する場合に「廃棄等実施者」に該当することとなります。

なお、別置型の機器を売却・移設する場合には、通常整備を伴うことから整備時のフロン回収が必要です。

(Q 12) ビルマル、別置型ショーケース等において、室外機（熱源機）を残したまま室内機のみを交換するような場合は、第一種特定製品の整備、第一種特定製品の廃棄等のどちらに該当しますか。

(A 12)

室外機（熱源機）を残したまま室内機、ショーケース等のみを交換できるようなシステムにおいては、室内機、店内のショーケースのみを交換・廃棄する場合は整備に該当します。室外機（熱源機）を交換・廃棄する場合は、室内機をそのまま使用を継続する場合でも廃棄等に該当します。

2. フロン類について(第2条)

(Q 13) R番号を持たない冷媒の扱いはどうしたらよいのでしょうか。

(A 13)

冷媒の組成を調べた上で、混合成分のフロン類にCFCを含む場合にはCFCとし、HCFCとHFCの混合体はHCFC、HFCのみの場合にはHFCに分類します。

3. 第一種特定製品の整備時関連(第18条の2)

(Q 1 4) 第一種特定製品の所有者が自ら整備を行う場合、登録は必要ですか。

(A 1 4)

機器の所有者が行う場合であっても、フロン類の回収作業（抜き取り）を行う場合には第一種フロン類回収業者の登録が必要です。またはフロン類の回収作業を第一種フロン類回収業者に委託しなければなりません。

(Q 1 5) 機器からフロン類が漏れるおそれがない整備のみを行うため、フロン類を回収する必要がない場合、登録は必要ですか。

(A 1 5)

フロン類の回収作業を行わなければ登録は必要ありません。フロン類の回収とは、機器からフロン類を抜き取ることを言います。

(Q 1 6) 機器の整備のために冷媒を抜き取り、再充てんした場合の扱いについてはどうすればよいですか。

(A 1 6)

第一種特定製品整備者は再充てんしなかったものについて回収業者に引き渡す必要があります。回収業者は、再充てんした量について回収量から差し引いて記録を行います。

(Q 1 7) 機器に全量再充てんした場合、帳簿への記録は不要ですか。

(A 1 7)

再充てんした量を差し引くと回収量は0となるので、「回収量0」として記録を行って下さい。

(Q 1 8) 機器の整備の際にも、フロン類を引き渡す際に行程管理票の交付が必要となりますか。

(A 1 8)

行程管理票の交付は機器の整備時には法律上の義務はありませんが、任意で行程管理票の交付を行っても結構です。ただし、整備を行ったところ、結果として機器が廃棄される場合には必要となります。

4. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務関連(第19条)

(Q 1 9) リースの機器を廃棄する場合、第一種特定製品廃棄等実施者はリース会社、機器の使用者のどちらになりますか。

(A 1 9)

リース契約の内容によります。機器の所有権を有する等、廃棄について権限のある者が第一種特定製品廃棄等実施者となると考えられます。

(Q 2 0) 産業廃棄物のような契約は必要なのでしょうか。

(A 2 0)

フロン回収の依頼・委託は、回収業者等に明示的に発注することが必要です。また、行程管理票はフロン回収に係る委託契約書ではありませんので、フロン類の回収費用に関する事など、必要であれば別に契約して下さい。

5. 特定解体工事元請業者の説明等関連(第19条の2)

(Q 2 1) 法第19条の2に基づく説明はいつ行えばよいのですか。

(A 2 1)

法第19条の2に基づく確認の結果、第一種特定製品がありフロン類の回収が必要な場合は、廃棄等実施者はフロン回収のため、回収依頼書又は委託確認書を交付し、これに基づいて回収が行われることとなるため、特定解体工事元請業者は、行程管理票が回付される期間、及び回収に必要な期間を考慮し、確認後早期に説明を行うことが必要です。

建築リサイクル法第12条に基づく事前説明と同時に確認・説明を行うことにより効率的な実施が図れると考えられます。

(Q 2 2) 「全部又は一部を解体する工事」には規模の裾切りがないとのことですが、建設リサイクル法に基づく説明が不要な場合にも、本法に基づく説明が必要ですか。

(A 2 2)

建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかな場合を除き、必要です。

(Q 2 3) 壁紙の張り替えのような場合でも事前確認や書面による説明の対象となりますか。

(A 2 3)

本法の対象となる工事は、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事(解体工事)です。以下の場合、解体工事に該当すると考えられます。これらの場合であっても、本法の目的から、業務用冷凍空調機器と関係のない壁紙の張り替えや外壁塗装だけを行うような場合は事前確認は不要ですが、これらの工事に伴い業務用冷凍空調機器の冷媒配管の脱着、一体型以外の機器の移動などを行うため業務用冷凍空調機器からのフロン類の放出の恐れがある場合は全て対象となると考えられます。

①建築物の場合

建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事

②建築物以外の工作物の場合

建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事

(Q 2 4) 特定解体工事元請業者の確認及び説明において、これを回収業者に依頼してもよろしいですか。

(A 2 4)

事前確認及び説明は特定解体工事元請業者の義務ですので、回収業者に依頼することはできず、特定解体工事元請業者自身の責任で確認、事前確認書の作成及び説明を行う必要があります。

なお、確認作業時において業務用冷凍空調機器に精通した回収業者が同行し協力して行うことは、フロン回収を確実なものとする面から望ましいものです。事前確認・説明後、廃棄等実施者が同行した回収業者にフロン類の回収を直接依頼し回収依頼書を交付すれば、特定解体工事元請業者には委託確認書の回付等の責務は生じないこととなります。

(Q 2 5) 事前確認書については保存する必要がありますか。

(A 2 5)

事前確認書は法令に基づく保存義務はありませんが、保存しておけば特定解体工事発注者、特定解体工事元請業者双方において所定の義務を履行したことの証明となります。

6. 行程管理制度関連(第19条の3、第20条の2)

(Q 2 6) 改正法の施行日は平成19年10月1日ですが、それ以前(例えば9月30日)に依頼したフロン回収は、行程管理制度の規制適用を受けるのですか。

(A 2 6)

廃棄等実施者が回収業者に直接依頼する場合には、フロン回収が10月1日以降に実施される場合には、発注期日にかかわらず行程管理制度の適用(回収依頼書の発行)を受けます。

廃棄等実施者がフロン類の回収を受託事業者に委託する場合には、依頼・発注を10月1日以降に実施される場合に、行程管理制度の適用(委託確認書の発行)を受けます。

なお、事前確認・説明については、10月1日以降に特定解体工事元請業者となった場合に適用となります。

(Q 2 7) 行程管理票(回収依頼書、委託確認書)をいつ交付すればよいのですか。

(A 2 7)

廃棄等実施者が直接フロン類を回収業者に引き渡す場合にはフロン類を引き渡す(回収が行われる)まで、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には委託に係る契約を締結するまでです。

(Q 2 8) 第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡する場合についても、行程管理票の交付が必要ですか。

(A 2 8)

フロン類の回収が必要なため、行程管理票の交付は必要です。

(Q 2 9) 第一種フロン類引渡受託者となるには資格が必要ですか。

(A 2 9)

特定の資格や登録等は必要ありません。

(Q 3 0) 第一種特定製品廃棄等実施者が、自ら第一種フロン類回収業者として回収する場合にはどのようにすればよいですか。

(A 3 0)

第一種特定製品廃棄等実施者と第一種フロン類回収業者の欄に同一の名前を書いて保存して下さい。

(Q 3 1) 機器の整備の際にも、フロン類を引き渡す際に行程管理票の交付が必要となりますか。(再掲Q 1 8)

(A 3 1)

行程管理票の交付は機器の整備時には法律上の義務はありませんが、任意で行程管理票の交付を行っても結構です。ただし、整備を行ったところ、結果として機器が廃棄される場合には必要となります。

(Q 3 2) 破壊業者からの破壊証明書は必要でしょうか。

(A 3 2)

法律上は、回収業者が引取証明書を交付することとなっており、破壊業者がフロン類の破壊を証明する書面を交付することは法律上の義務ではありません。ただし、破壊業者が書面を交付することを否定するものではありません。

なお、フロン回収推進産業協議会（INFREP）が作成・発行する行程管理票書式では、破壊証明書の機能も考慮されています。

(Q 3 3) 第一種特定製品の廃棄等が行われる機器からのフロン類の引渡しを委託する際、委託に係る基準はありますか。

(A 3 3)

法律上の基準はありません。

(Q 3 4) 回収依頼書・委託確認書発行後30日、90日を過ぎても引取証明書が届かない場合や引取証明書を交付できないような場合はどのようになりますか。

(A 3 4)

引取証明書又は引取証明書の写しが規定日数を過ぎても第一種特定製品廃棄等実施者に届かない場合などには、第一種特定製品廃棄等実施者は都道府県知事に報告しなければなりません。報告を受けた都道府県ではフロン類の回収が期間内に実施できない理由を確認し、状況に応じた対応をとることとなります。

(Q 3 5) ビルマル、別置型ショーケース等のセパレートタイプ、マルチタイプの業務用冷凍空調機の台数はどのように記載すればよいですか。

(A 3 5)

ビル用マルチエアコン、別置型ショーケース等のセパレートタイプ、マルチタイプの業務用冷凍空調機の場合、室内機の数にかかわらず、室外機（熱源機）の台数を記載します。

(Q 3 6) 廃棄等実施者がフロン類の回収を依頼する際に、回収依頼書又は委託確認書に記載した業務用冷凍空調機器の台数と、回収業者の方でA 3 5の考え方に基づき数えた機器の台数が異なる場合、回収業者は引取証明書にどのように記載すればよいですか。

(A 3 6)

A 3 5の考え方に基づき回収した台数を記載します。状況により、備考、余白等に台数の相違の理由を付記しておくことが望ましいと考えられます。

7. 第一種フロン類回収業者の登録関連(第9条)

(Q 3 7) 特定製品の廃棄者自らがフロン回収をする場合、回収業者の登録をする必要がありますか。

(A 3 7)

登録が必要です。

(Q 3 8) 整備時にフロン類を回収する場合、登録をする必要がありますか。

(A 3 8)

登録が必要です。

(Q 3 9) 機器からフロン類が漏れるおそれがない整備のみを行うため、フロン類を回収する必要がある場合、登録は必要ですか。(再掲Q 1 5)

(A 3 9)

フロン類の回収作業を行わなければ登録は必要ありません。フロン類の回収とは、機器からフロン類を抜き取ることを言います。

(Q 4 0) 現在第一種フロン類回収業者の登録を受けていますが、第一種特定製品の整備時にフロン類を回収する場合、新たに登録する必要がありますか。

(A 4 0)

新たに登録を受ける必要はありません。

(Q 4 1) 第一種フロン類回収業者の登録を受ければ、カーエアコンからのフロン類回収もできますか。

(A 4 1)

できません。

なお、カーエアコンについては自動車リサイクル法に移行しているため、フロン回収・破壊法における第二種特定製品としてフロン類の回収が必要な場合は、平成16年12月31日までに第二種特定製品引取業者に引き渡されたカーエアコンとなります。

(Q 4 2) 回収の注文を受けて、実際の回収は登録した回収業者に委託する方式をとる場合でも登録が必要ですか。

(A 4 2)

回収の注文を受けてフロン類を回収業者に引き渡す場合は、注文を受けた者は引渡し受託者になります。

引渡し受託者は、自ら回収作業を行わないため登録は不要です。

(Q 4 3) 開発製品(試作品等)でフロン類を注入して、試験終了後、開発製品からフロン類を回収した後、開発製品を廃棄処分しています。この場合、第一種フロン類回収業者の登録が必要ですか。

(A 4 3)

最終製品として完成していないのであれば、登録は不要です。

(Q 4 4) 製造工程でフロン類を冷凍サイクルに封入した後、製品が落下等により、出荷前に不良品となった場合に、製品からフロン類を回収した後、製品を廃棄処分しています。この場合、第一種フロン類回収業者の登録が必要ですか。

(A 4 4)

最終製品として完成していないのであれば、登録は不要です。

(Q 4 5) 納品した製品について、顧客から不具合等により返送された物が使用できないことが判明したため、製品を廃棄するためにフロン類を回収する場合、第一種フロン類回収業者の登録が必要ですか。

(A 4 5)

回収する場合には登録が必要です。第一種特定製品の廃棄等に該当します。

(Q 4 6) 回収業者についてはなぜ都道府県毎に登録が必要なのですか。

(A 4 6)

回収業者で全国に事業を展開するものはごく一部であり、大多数は一部の地域で事業を行っていると思われます。そうした事業者の利便性や適正な監督の見地から、法律では業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることと定められております。したがって、複数県において業務を行う場合はそれぞれの知事への登録が必要となります。

(Q 4 7) A県内で使用していた特定製品について、廃棄者（又は委託を受けた者、回収業者）がB県に第一種特定製品を移動させ、B県内でフロン類の回収を行う場合、A県内においてはフロン類回収業者の登録は不要ですか。

(A 4 7)

移動に際してフロン類の回収の必要がない第一種特定製品に限られますが、A県の登録は不要であり、B県の登録が必要です。

(Q 4 8) 全国の機器のサービスを本社で受付け、他県の支店や特約店で整備を行い、フロン類を抜き取る場合、各都道府県での回収業者の登録は必要ですか。また、回収量報告を本社で一括して行うことはできますか。

(A 4 8)

回収業者は、回収業務を行う地域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要がありますので、実際に回収を行う都道府県で登録を受けることが必要です。

回収量報告についても回収業者の義務として、各登録回収業者が登録先の都道府県別に行う必要があります。

(Q 4 9) 回収業者から委託を受けて、破壊業者にフロン類を運搬する場合、登録は必要ですか。

(A 4 9)

登録は不要です。ただしフロン類の運搬に関する基準を遵守する必要があります。

(Q 5 0) 廃棄される第一種特定製品を運ぶだけの場合、登録は必要ありますか。

(A 5 0)

登録は不要です。ただしフロン類の運搬に関する基準を遵守する必要があります。

ます。なお、事前にフロン回収が必要な場合もありますので、Q56を参照してください。

(Q51) リサイクルプラントで第一種特定製品からフロン回収を行い、当該フロン類をパイプラインで直接フロン類破壊施設に送っておりますが、こうした場合の申請手続きはどうするのですか。

(A51)

リサイクルプラントに関しては回収業者の登録、破壊施設に関しては破壊業者の許可を得る必要があります。

(Q52) 機器のレンタル業をしています。機器の使用終了時点でフロン類の回収を行います。当該機器が廃棄されない場合は「整備」の範疇と考えていいでしょうか。

(A52)

整備に該当します。

(Q53) ビルの解体工事など廃棄に際して、元請と下請がいる場合には、実際にフロン類の回収作業を行う下請側が登録をしなければならないということでしょうか。

(A53)

フロン類の回収作業を行う者（この場合下請側）が登録する必要があります。

(Q54) 地方公共団体が不法投棄された機器からのフロン回収を業者に委託する場合、当該業者も登録が必要ですか。

(A54)

登録が必要です。

(Q55) 市町村自らが、不法投棄された業務用冷凍空調機器からのフロン類を回収する場合、登録が必要ですか。

(A55)

登録が必要です。

(Q56) ポンプダウンと回収（吸引作業）を別の場所で行う場合、ポンプダウンを行う区域を管轄する都道府県の登録も必要ですか。

(A56)

ポンプダウン自体は回収作業に当たらないので、登録は不要ですが、ポンプダウン後の回収作業については登録が必要となります。しかし、別置型の業務用冷凍空調機器は、冷媒の追加充填を行っている場合が多く、ポンプダウンだけでは冷媒が配管内に残るため、現場回収が原則となります。

(Q57) 大型の遠心冷凍機の場合、機械に回収機が設置されていることがあります。この場合、登録はどのようにすればよろしいでしょうか。

(A57)

回収作業を行う場所を管轄する都道府県の登録が必要です。

(Q 5 8) 回収作業を実施する可能性のある県に全部登録しなければなりませんか。

(A 5 8)

登録をしていない県において回収作業を行うことはできません。

(Q 5 9) 親会社が登録してあれば、回収していいですか。

(A 5 9)

実際に回収作業を行う事業者が登録する必要があります。

(Q 6 0) 登録申請内容の「事業所」の単位は、どのように考えたら良いですか。

(A 6 0)

一般に回収を行うための拠点と考えられます。

(Q 6 1) フロン類の回収を行う事業所を複数有する場合の申請方法はどのようにすれば良いのでしょうか。

(A 6 1)

第一種特定製品に係るフロン回収を行う事業所を同一都道府県内に複数有する者の場合、都道府県単位で、これを一括して申請することができます。

(Q 6 2) 組合員の中に回収機を持っていない業者がいます。例えば、組合が所有している回収機を貸し出すことで、申請しても良いのでしょうか。

(A 6 2)

申請することは可能です。業者が回収作業に当たる際に回収機を確実に使えるようになっていることを確認するため、組合の共同使用規定の写し等の添付が求められます。

(Q 6 3) 登録申請等における「法人の代表者の氏名」については、代表者ではない者の名で申請することは可能ですか。

(A 6 3)

登録申請等に係る申請氏名は、委任状が添付されていれば代理人でも可能ですが、登録事項となる法人代表者の氏名は代表者の氏名である必要があります。

(Q 6 4) 回収業者は産廃業の許可を受けないとはいけませんか。

(A 6 4)

フロン回収・破壊法上、産廃業の許可は、回収業者の登録要件ではありません。ただし、廃掃法の適用を受ける場合には、別途これを遵守することが当然必要です。

(Q 6 5) 充てん量が50kg以上の特定製品からフロン類を回収する場合、回収設備の能力が200g/分と規定した理由は何ですか。

(A 6 5)

充てん量の多い特定製品の場合、回収能力の小さい設備で回収作業を行うと、作業が長時間に及ぶこととなり、それだけ不法放出の機会が増えるおそれがあるためです。

(Q 6 6) 機器全体で50kg以上の充てん量がありますが、放熱器とコンプレッサーが2つ並列に設置されており、各々のバルブが付いているので、別々に抜くことができます。この場合、この機器はフロン類の充てん量が50kg以上の機器に該当しますか。

(A 6 6)

一体型として組み立てられた機器であれば、50kg以上の充てん量があると考えます。

8. フロン類回収設備関連

(Q 6 7) 回収機の自己認証品とは何ですか。

(A 6 7)

高圧ガス保安法上の技術基準遵守（製造者の自己認証）によって、高圧ガス保安法の許可が不要となったものです。

(Q 6 8) 自家製の回収機でもいいですか。

(A 6 8)

自作機であっても、フロン回収・破壊法の基準を満たせば登録可能です。なお、高圧ガス保安法を遵守することが前提となります。

9. 第一種フロン類回収業者の登録の変更関連(第13条)

(Q 6 9) 会社の合併等の場合、承継に係る手続きはどうなりますか。

(A 6 9)

法律上は、承継届はありません。合併又は分割後の新法人が旧法人と同一人格でない場合は、新法人で登録をし直す必要があります。また、吸収合併の場合は、吸収合併した側が旧法人と同一人格の場合は変更届書、された側が廃業届出書を出すこととなります。

10. 回収基準関連(第20条第2項)

(Q 7 0) なぜ、フロン類の区分によって吸引圧力が異なるのですか。

(A 7 0)

フロン類の種類によって沸点が異なり、同じ温度と同じ圧力のもとでもガスの質量が異なることとなります。したがって同じ吸引圧力値であっても、フロン類の種類によって残ガス量が異なることとなります。そこで、理論的な計算を基にして、概ね90%以上の回収効率を達成できる吸引圧力を設定しています。

(Q 7 1) なぜ、フロン類の充てん量2kgで吸引圧力が異なるのですか。

(A 7 1)

同じ吸引圧力下では、充てん量が多いものほど残存するフロン類の量が多くなります。このことを考慮に入れ、充てん量の多い機器からフロン類を吸引する場合には、より厳しい基準となっております。

(Q 7 2) 3種類のプロン類を1本のボンベに混合して回収しても良いですか。

(A 7 2)

高圧ガス保安法の違反行為に当たります。また、フロン回収・破壊法では回収量をフロン類の種類毎に記録・報告することとされており、これらの規定を遵守出来なくなります。

(Q 7 3) 十分な知見を有する者の基準はありますか。

(A 7 3)

十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者を意味しますが、特定の資格や業務経験年数を限定するものではありません。

(Q 7 4) 資格は必要ないのでしょうか。

(A 7 4)

特定の資格は求めています。しかしながら、誰が回収してもいいというものではなく、適切な回収を実施するには、講習会の受講者、有資格者、実務経験者等が業務にあたることになると考えます。冷媒回収推進・技術センター(RRC)が実施する認定講習は、冷媒回収に必要な技術、法令等の内容を網羅していると考えられます。

(Q 7 5) 回収する者の資格について法律に位置づけられる予定はありますか。

(A 7 5)

今のところ予定はありません。

11. 第一種フロン類回収業者の引取義務について(第20条第1項)

(Q 7 6) 取り扱っていない製品からのフロン回収を依頼された場合、回収しなければなりませんか。

(A 7 6)

回収しようとするフロン類として登録したもの(CFC、HCFC、HFCの別)は、回収業者は正当な理由がない場合、回収しなければなりません。ただし、製品によっては取扱いが難しく、技術的に回収が困難な場合や回収業者の取り扱う製品、事業範囲が限定的である場合には断ることができると考えられます。登録の申請書備考欄にあらかじめその旨記載しておくことが必要です。(48頁参照)

(Q 7 7) 廃棄等実施者から回収依頼を受けた回収業者が、人手が足りない等の理由で他の回収業者に依頼することは可能ですか。

(A 7 7)

回収依頼を受けても、受入れ能力を超えていけば正当な理由として断ることができます。回収を引き受けた後に、対応ができなくなった場合は、契約を解除し、廃棄者に対して、別の回収業者と契約してもらうようにすることが望ましいと考えます。

(Q 7 8) 回収のために現場に行ったところ、家庭用機器のフロン回収も求められた場合、断っても良いのでしょうか。

(A 7 8)

家電リサイクル法に基づき処理することが必要ですので、その旨依頼者に説明して下さい。状況により当該家庭用機器からフロン類の放出・不法投棄される可能性が高い場合は、都道府県に御連絡下さい。

(Q 7 9) 回収依頼書・委託確認書を受け回収に行ったものの、フロン類が抜けており回収できなかった場合は、引取証明書や記録はどうすれば良いのでしょうか。

(A 7 9)

「回収量0」として、帳簿への記録、引取証明書の発行を行って下さい。建物解体工事などの場合、業務用冷凍空調機器は通常複数あり、全ての機器からフロン類が抜けてしまっていることは考え難く、このような場合は不正が行われている可能性がありますので、都道府県に連絡してください。

12. 第一種フロン類回収業者の引渡義務について(第21条)

(Q 8 0) 整備の際に回収したフロン類を再びその機器に戻すことはよいのでしょうか。

(A 8 0)

問題ありません。ただし、整備の際にフロン類を回収する行為は、登録を受けた回収業者が行う必要があります。

(Q 8 1) 機器に再充てんした場合の記録の扱いについてはどうすればよいですか。(再掲Q 1 6)

(A 8 1)

第一種特定製品整備者は再充てんしなかったフロン類について回収業者に引き渡す必要があります。回収業者は、再充てんした量について回収量から差し引いて記録を行います。

(Q 8 2) 機器に全量再充てんした場合、帳簿への記録は不要ですか。(再掲Q 1 7)

(A 8 2)

再充てんしたフロン類の量を差し引くと回収量は0となるので、「回収量0」として記録を行って下さい。

(Q 8 3) 回収したフロン類を運搬業者に引き渡しても問題ないですか。

(A 8 3)

回収業者が回収したフロン類を引き渡せるのは、「フロン類破壊業者」、「再利用業者」、「都道府県が認める者」の3者だけです。

もちろんこれらの者への引渡しの際に運搬業者へ運搬を委託することはできません。ただし運搬先としては、あくまでこれら3者を指定しなければなりません。

(Q 8 4) 「都道府県知事が認める者」とはどういう者ですか。

(A 8 4)

第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡すものとして都道府県知事が認めた者です。

フロン回収推進協議会等が設置する中間収集センターや、業務用冷凍空調機器の関係業界が設置する回収冷媒管理センター等が考えられます。【35頁 2. ※21参照】

13. 第一種フロン類回収業者の記録、報告、閲覧について(第22条)

(Q 8 5) 回収業者にはフロン回収量等の報告の義務がありますが、機器製造業者にも同様の報告の義務がありますか。

(A 8 5)

ありません。

(Q 8 6) 下請けでフロン回収を行うとき、報告は元請に出せばいいのですか。

(A 8 6)

実際に回収作業を行う者は都道府県知事の登録が必要であり、下請けとして登録を受けずにフロン回収を行うことは違法となります。登録を受けた事業者は、回収業者として、報告も直接知事に対して行うことになります。

(Q 8 7) 回収依頼を受けた回収業者 (A) が、役務を提供する契約を締結した回収業者 (B) の社員に、回収業者 (A) の社員と同等の教育を行ってフロン回収を行わせた場合は、報告は回収業者 (A) が行っても良いですか。

(A 8 7)

A社とB社間の契約内容上、当該B社の社員がA社の業務として回収作業を行うものであること、A社の社員と同等の教育や研修を行い、十分な知識を有する者であれば、回収事業者 (A) としての報告で問題ありません。

(Q 8 8) ビルマル、別置型ショーケース等において、室外機 (熱源機) を残したまま室内機のみを交換した場合、帳簿に記載する台数はどのように記載すればよいですか。

(A 8 8)

室外機 (熱源機) を残したまま室内機、ショーケースのみを交換した場合は、Q 1 2のとおり第一種特定製品の整備に該当します。この場合の回収した機器の台数の記載方法はQ 3 5と同様に、室外機 (熱源機) の台数を記載します。

14. 特定製品の表示について(第39条)

(Q 8 9) 表示はいつから始まっていますか。

(A 8 9)

平成14年4月1日出荷分の製品から義務付けられています。

(Q90) 表示は既存（平成14年4月以前）の設備にもつけなければならないのですか。

(A90)

平成14年4月1日以前に出荷、販売し、現在ユーザーが使用しているものは表示義務の対象ではありません。

なお、フロン回収推進産業作業協議会（INFREP）等関係者において、既存機器への表示が進められています。

15. 高圧ガス保安法との関係について

(Q91) フロン回収・破壊法では、高圧ガスの扱いについてはどうなりますか。

(A91)

高圧ガス保安法の規定を遵守する必要があります。

16. その他

(Q92) 第一種特定製品からのフロン回収費用の基準はありますか。

(A92)

ありません。

(Q93) 統一的な回収費用の額を示すべきではありませんか。

(A93)

業務用冷凍空調機器は、対象が広範囲です。一例として、小型の可搬機器は、回収事業者の事業所に持ち込まれますが、中型の機器は、現場まで出向いて回収に行くので出張費などが必要です。さらに大型の機器は、何日もかけて回収されるので夜間作業費等が必要になるなど、いろいろな条件の下で回収されているのが実情です。このようなものに対して統一的な料金を示すことは困難です。

(Q94) 運用の手引きやパンフレット等の資料は入手できますか。

(A94)

環境省及び経済産業省のホームページでPDFファイルによるダウンロードが可能です。

経済産業省：

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/04ozone/index.htm

環境省：<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc.html>